

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

(令和7年2月変更)

秋田県横手市

目

次

1. 基本的な事項	1
（1）横手市の概況	1
（2）人口及び産業の推移と動向	6
（3）行財政の状況	12
（4）地域の持続的発展の基本方針	15
（5）地域の持続的発展のための基本目標	18
（6）計画の達成状況の評価に関する事項	19
（7）計画期間	19
（8）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	19
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	20
（1）現況と問題点	20
（2）その対策	21
（3）事業計画	23
3. 産業の振興	27
（1）現況と問題点	27
（2）その対策	32
（3）事業計画	38
（4）産業振興促進事項	49
（5）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	49
4. 地域における情報化	50
（1）現況と問題点	50
（2）その対策	50
（3）事業計画	52
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	54
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	55
（1）現況と問題点	55
（2）その対策	56
（3）事業計画	59
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	64
6. 生活環境の整備	65
（1）現況と問題点	65
（2）その対策	67
（3）事業計画	70
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	75
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	76
（1）現況と問題点	76
（2）その対策	77
（3）事業計画	80
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	83
8. 医療の確保	84
（1）現況と問題点	84
（2）その対策	85
（3）事業計画	88
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	90
9. 教育の振興	91
（1）現況と問題点	91
（2）その対策	93
（3）事業計画	96
（4）公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	99

10 . 集落の整備	100
（ 1 ） 現況と問題点	100
（ 2 ） その対策	100
（ 3 ） 事業計画	102
（ 4 ） 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	103
11 . 地域文化の振興等	104
（ 1 ） 現況と問題点	104
（ 2 ） その対策	104
（ 3 ） 事業計画	106
（ 4 ） 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	108
12 . 再生可能エネルギーの利用の推進	109
（ 1 ） 現況と問題点	109
（ 2 ） その対策	109
（ 3 ） 事業計画	110
（ 4 ） 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合	111
13 . その他の持続的発展に関し必要な事業	112
（ 1 ） 現況と問題点	112
（ 2 ） その対策	112
（ 3 ） 事業計画	114
事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分	115

1. 基本的な事項

(1) 横手市の概況

①自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、秋田県の県南に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりを見せており、総面積は692.8km²で秋田県の約6.0%を占めている。

本市の土地利用については、農地が176km²、森林が383km²、原野等3km²、宅地30km²となっており、県内の平均と比較しても、農地と宅地による平坦地が多いことがうかがえる。また、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し水田地帯を形成しており、美しい田園風景を醸し出している。

気候は、内陸盆地であるため、気温の日較差が大きいという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で12月から3月まで例年1メートルを超える積雪を観測している。

本市には、多くの縄文時代の遺跡が存在し、約5～6千年前からこの地に人々が住んでいたと推測されている。平安時代後期には奥州藤原氏の平泉文化へとつながる後三年合戦（1083～87年）がこの地域を舞台に繰り広げられ、その史跡や伝説が多く残されている。江戸時代には横手に秋田藩の城代が置かれ、県南の中心地域として発展してきている。

その後、明治以降の町村合併や昭和の大合併を経て、平成17年10月1日には（旧）横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の8市町村が合併し、平成27年度の国勢調査人口は約9万2千人、令和2年度国勢調査人口は約8万5千人と、県下第2の都市となっている。

鉄道については、地域内にJR奥羽本線と北上線が通り、大曲駅を経由して秋田新幹線で約3時間40分、北上駅を経由して東北新幹線では約4時間10分で首都東京と結ばれている。

道路網については、国道13号と国道107号が地域内で交差し、平成9年には秋田自動車道が東北自動車道と接続され、秋田市、北上市ともに45分で結ばれている。また、本地域は、県下でも有数の交通要衝となっており、横手ジャンクションを介して湯沢横手道路（東北中央自動車道）が秋田自動車道と交差し、国道342号と397号が東に走り岩手県一関市、奥州市方面と結ばれているほか、令和元年8月には横手北スマートインター

チェンジが整備され、秋田自動車道の利便性の向上も図られている。

本市の就業人口は、昭和35年の64,501人から平成27年には46,718人と55年間で17,783人、率にして27.6%減少している。また、昭和35年に就業人口の63.3%を占めていた第1次産業は、平成27年には16.2%まで低下し、その依存度は大幅に低下している。

昨今、人口減少や高齢化の進行等により担い手の不足や耕作放棄地の拡大等が進む中、農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況にあるものの、本市にとって基幹産業の一つとして今後も果たすべき役割は大きい。そのため、引き続き農業の担い手の確保と育成、経営基盤の強化などを推進しながら『食と農』からのまちづくりの更なる浸透を図り、収益性の高い作物の生産や付加価値の高い加工品の創出等、地域農業の活性化により地域経済への影響力を高める必要がある。

また、本市では自動車関連を主とした輸送用機械器具製造業が経済循環と強く連関があることから、市外の資金を獲得できる域外市場産業として、農業のほか製造業の振興を主体に捉えながら就業の場や人材の確保を進め、加速する人口減少に歯止めをかけていくことが求められる。

②過疎の状況

1) 人口等の動向

本市の国勢調査における人口は、昭和35年の140,671人から減少傾向が続いており、平成27年には92,197人、令和2年度85,555人にまで減少している。これは、若年層の人口流出を要因とする社会減が続いているうえ、出生率の低下による人口の自然減が要因と考えられる。

特に社会動態については、地域として雇用の受け皿の確保に努めているものの、大学や短大等への進学者の増加等により、依然として市外への人口の流出が続いている。

加えて、希望する職種と雇用とのミスマッチなどを起因として、若い世代がなかなか地元での就職に結びつかない状況も続いており、それが一層婚姻数の減少や出生率の低下等の自然減に拍車をかける、という人口減少の負の連鎖が続いている。

2) これまでの対策

平成17年10月1日に8市町村が合併し横手市となったが、合併以前から（旧）増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、山内村の5町村で、また、合併後は市全域で様々な過疎対策事業を展開してきた。

農業については、農村総合整備事業等による農村環境の充実を図るとともに、稲作の経営安定化のため、ほ場整備等基盤整備を進めてきた。また、地域農業の複合経営の推進のため野菜育苗センターの設置、花卉ハウス団地の整備、果樹においては主力のりんご、さくらんぼ、ももを中心とし、果実集出荷冷蔵施設、加工施設の整備等の高付加価値化に取り組んできた。さらには、園芸品目の栽培実証、新規就農者向けの農業研修や6次産業化の支援を行うための拠点施設の整備などを進め、農業者所得の向上と担い手の確保・育成に向けた取組を強化している。

林業では、杉を中心とした植林や間伐事業、間伐材を活用した木材製品製造会社の創業や、木材加工流通施設の整備、菌床しいたけ培養センターの設置、山菜等を販売する物産施設等の整備により、一定の売り上げを達成することができた。

商工業分野では、企業誘致による就業機会の確保とともに、中小企業融資斡旋制度の確立、魅力あるまちづくりと消費購買環境の改善のための商店街近代化事業等を推進し、商工業振興のための拠点施設を整備した。また、地場産業の振興を図るため、関連する公共的団体が行う経営近代化のための施設整備を支援したほか、雇用の増大を図るため工業団地を造成した。

観光面については、滞留型観光の確立に向け、温泉を核とした宿泊施設を整備するなど積極的な観光振興策も講じてきた。

交通通信体系の整備については、主要幹線道の道路改良や集落間を結ぶ市道、幹線道路へのアクセス道路の整備、市内短絡路線、余暇施設への道路整備等基幹的な路線の整備を行うとともに、生活道路における冬期の交通確保を図るため、除雪機械の整備や流雪溝・融雪道路等の整備も進めてきた。

農林道については、広域基幹農道の整備のほか森林管理・林業活動のための林道整備も実施してきた。

また、情報化社会への対応として、インターネット接続環境の整備、移動通信用鉄塔の整備やテレビ難視聴解消施設整備を進めてきた。

生活環境については、水道給水区域の拡張、旧簡易水道施設の整備や消防施設・設備の

整備等を行い、地域住民の生活環境の維持向上に努めた。また、安全で快適な市民生活の確保を図るため、上水道の拡充、公共下水道の供用、農業集落排水事業への着手や街路及び公園等の整備も行った。

福祉施設については、保健と医療が一体となった包括的な福祉サービスを提供するための拠点施設である保健福祉センターの整備、長寿社会に向けた高齢者の健康づくりや交流のための施設、在宅介護支援施設の整備を行ったほか、育児環境の充実を図るため保育料の軽減や保育園の増改築等を進めてきた。

教育文化については、老朽校舎の改築や地域活動の拠点となる公民館等の施設整備、さらには社会体育や若者の余暇活動の充実を図るため、総合運動公園の整備を行った。また、児童・生徒の減少に伴い、小・中学校の統廃合を計画的に実施するとともに、保育園整備により保育環境の充実に努めてきた。

また、地域間における交流やコミュニティ強化を図るため、コミュニティセンターや集会施設の整備を進めるとともに、地域住民自らが主体的に地域課題の解決や活力ある地域づくりに取り組むための地域づくり活動への支援を継続的に実施している。

3) 現在の課題と今後の見通し

本市は、これまでの過疎対策において、非過疎地域との格差是正を第一義とした基礎的社会資本の整備に重点をおいた施策を展開してきた。しかしながら、全国的な人口減少の流れや社会経済活動のグローバル化を背景に、今後は、社会資本整備の施策だけではなく、加速する人口減少を逓減させるため、農業や産業の振興、交流人口の増加、結婚から子育てまで切れ目のない支援、ICTや新たな技術の積極的な導入による高度情報化の推進など、きめ細やかで実効ある施策を通じて、地域経済の活性化をより一層確かなものとし、若い世代の地元定着を促す施策を強力に展開していく必要がある。

また、美しい自然や歴史的資産など地域固有の資源や特性を生かすとともに、自然の中での生活の豊かさや居住地としての優位性のもと、地域への愛着や誇りの醸成により、市民が主体的に地域の課題解決や共助に向けて参画できるよう、地域活力の維持・向上を図ることが重要となる。加えて、質の高い生活基盤の充実を図るため、豊かな自然環境の保全と廃棄物の減量化や資源化による環境負荷の低減等を進めるとともに、地震対策を含めた自然災害への適切な対策を継続的に進める必要がある。

こうしたことから、過疎地域として本市が目指すべき方向性としては、人口減少を受け

入れつつも、その流れを少しでも食い止めるべく、多彩で豊富な文化や資源などの地域価値を創造し続け、愛着と誇りを持ちながら、人と地域が^{かがや}燦くまちの実現に向けて取り組むものである。

③社会経済的発展の方向の概要

本市の経済を牽引する主たる産業は、第1次産業では農林業、第2次産業では製造業や建設業、第3次産業では卸売業、小売業やサービス業などが挙げられる。

平成30年度の産業別市内総生産（名目）の構成比から見た産業構造においては、第1次産業は5.7%、第2次産業は27.1%、第3次産業は67.1%となっている。

第1次産業については、一時期は米価の下落などにより農業産出額は減少傾向にあったが、収益性の高い園芸作物に係る取組の強化・推進により、近年では着実に増加傾向にある。今後も、新規就農者の育成や意欲ある担い手への農地集積などを通じて農業経営の安定化に取り組みながら、生産力強化のための基盤整備や高収益作物の導入推進、地域製品のブランド化に継続して取り組む必要がある。

また、第2次産業については、リーマン・ショックなどの影響により一時低下したものの回復基調にあり、特に自動車関連部品など輸送用機械器具製造業については、本市の利便性の高い交通アクセスを背景に企業の進出が相次ぐなど本市経済のリーディング業種となっている。

第3次産業の割合は、相対的に上昇傾向が続き、平成18年度以降は60%後半から70%台で推移しており、特に各種サービス産業の比率が上昇傾向となっている。

今後は、ICT関連産業など情報サービス業の振興が産業全体の生産性を高めるものと期待される。一方で、地元資本を中心とした小売業は減少の一途をたどっている現状が続いている。

今後も引き続き、基幹産業である農林業の振興、製造業を中心とした域外市場産業の集積、ICT産業など成長分野産業への支援や起業・創業支援に継続して取り組み、地域経済の活性化と雇用創出に取り組んでいくことが必要となっている。

（２）人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と今後の見通し

人口については、平成２７年の国勢調査で総人口９２，１９７人、市町村合併時の平成１７年度より１０年間で１１，４５５人、率では約１１．１％の減少となる一方、総世帯数は３１，４６３世帯と平成１７年より１４７世帯、率にして０．５％減少している。人口については、昭和５５年以降は減少傾向にある反面、総世帯数は横ばいであることから核家族化の進行がうかがえる。

年齢３区分別人口についてみると、平成２７年度国勢調査における６５歳以上の老年人口の構成比は３５．１％で、平成１７年国勢調査より３９０人、５．７ポイントの増加となっている。一方、０歳から１４歳までの年少人口の構成比は９．７％で、平成１７年度調査より３，０１７人、３．１ポイントの減少となっている。

なお、平成２７年度国勢調査における秋田県全体の６５歳以上の老年人口の構成比は３３．８％であり、本地域では秋田県全体の数値を上回る高齢化率となっている。

本市における人口について推計すると、平成２７年度の国勢調査で総人口９２，１９７人、令和２年度調査８５，５５５人に対し、５年後の令和７年度推計人口８１，０５７人、１０年後の令和１２年度推計人口７６，０８７人となることが予想される。（横手市人口ビジョン）

年齢３区分別人口についてみると、総人口の減少が見込まれる中で、年少人口（０歳～１４歳）は令和２年度まで一貫して減少し、令和７年度には推計８，５６１人、構成比率も１０．６％と予測される。

生産年齢人口（１５歳～６４歳）については、年少人口と同様の減少傾向を示し、令和７年度推計３９，３３０人、構成比率４８．５％と昭和５５年の６７．４％と比較すると大幅に減少するものと予測される。

老年人口（６５歳以上）については、高齢者比率がさらに高まることが見込まれており、令和７年度には３３，１６７人、構成比率４０．９％が高齢者になると予測される。

このような状況を踏まえ、今後、本市においては、地域の特性を生かした産業の育成、起業の支援、ＩＴに関連した産業の誘致等により魅力ある雇用の創出や子育て支援の充実、暮らしやすい生活環境の整備を進め、若年層の定着を図って生産年齢人口を確保することが急務となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 140,671	人 130,601	% △ 7.2	人 124,164	% △ 4.9	人 119,716	% △ 3.6	人 120,479	% 0.6
0歳～14歳	48,757	38,915	△ 20.2	30,238	△ 22.3	25,799	△ 14.7	24,724	△ 4.2
15歳～64歳	84,800	83,194	△ 1.9	83,604	0.5	81,637	△ 2.4	81,192	△ 0.5
うち15歳～29歳 (a)	32,688	28,221	△ 13.7	27,482	△ 2.6	25,453	△ 7.4	22,969	△ 9.8
65歳以上 (b)	7,114	8,492	19.4	10,322	21.5	12,280	19.0	14,563	18.6
(a)/総数 若年者比率	% 23.2	% 21.6	—	% 22.1	—	% 21.3	—	% 19.1	—
(b)/総数 高齢者比率	% 5.1	% 6.5	—	% 8.3	—	% 10.3	—	% 12.1	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 119,088	% △ 1.2	人 115,761	% △ 2.8	人 112,600	% △ 2.7	人 109,004	% △ 3.2
0歳～14歳	23,813	△ 3.7	21,184	△ 11.0	17,857	△ 15.7	15,033	△ 15.8
15歳～64歳	78,265	△ 3.6	74,224	△ 5.2	69,875	△ 5.9	65,310	△ 6.5
うち15歳～29歳 (a)	18,575	△ 19.1	16,025	△ 13.7	15,802	△ 1.4	15,098	△ 4.5
65歳以上 (b)	17,010	16.8	20,353	19.7	24,868	22.2	28,661	15.3
(a)/総数 若年者比率	% 15.6	—	% 13.8	—	% 14.0	—	% 13.9	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.3	—	% 17.6	—	% 22.1	—	% 26.3	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 103,652	% △ 4.9	人 98,367	% △ 5.1	人 92,197	% △ 6.3
0歳～14歳	12,822	△ 14.7	11,371	△ 11.3	9,805	△ 13.8
15歳～64歳	60,341	△ 7.6	56,114	△ 7.0	49,769	△ 11.3
うち15歳～29歳 (a)	13,262	△ 53.7	10,896	△ 17.8	8,924	△ 18.1
65歳以上 (b)	30,489	6.4	30,879	1.3	32,319	4.7
(a)/総数 若年者比率	% 12.8	—	% 11.1	—	% 9.7	—
(b)/総数 高齢者比率	% 29.4	—	% 31.4	—	% 35.1	—

表 1-1 (2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 111,437	—	人 106,776	—	△ 4.2	人 101,340	—	△ 5.1
男	53,481	% 48.0	50,936	% 47.7	△ 4.8	48,162	% 47.5	△ 5.4
女	57,956	% 52.0	55,840	% 52.3	△ 3.7	53,178	% 52.5	△ 4.8

区分		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
		実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)		人 94,846	—	△ 6.4	人 88,192	—	△ 7.0
男 (外国人住民除く)		人 45,027	% 47.5	△ 6.5	人 41,768	% 47.4	△ 7.2
女 (外国人住民除く)		人 49,819	% 52.5	△ 6.3	人 46,424	% 52.6	△ 6.8
参考	男（外国人住民）	38	11.6%	—	89	20.9%	134.2
	女（外国人住民）	291	88.4%	—	337	79.1%	15.8

表 1-1 (3) 人口の見通し（S35～H27：国勢調査、R2～：横手市人口ビジョン）

			S35	S45	S55	H2	H12	H22	H27	R2	R7	R12
総人口			140,671	124,164	120,479	115,761	109,004	98,367	92,197	86,456	81,058	76,087
区 分 別 人 口	0～14歳	人口（人）	48,757	30,238	24,724	21,184	15,033	11,371	9,805	8,993	8,561	8,508
		構成比（%）	34.7	24.4	20.5	18.3	13.8	11.6	10.6	10.4	10.6	11.2
	15歳～64歳	人口（人）	84,800	83,604	81,192	74,224	65,310	56,114	49,769	43,926	39,330	36,038
		構成比（%）	60.3	67.3	67.4	64.1	59.9	57.0	54.0	50.8	48.5	47.4
	65歳以上	人口（人）	7,114	10,322	14,563	20,353	28,661	30,879	32,319	33,538	33,167	31,541
		構成比（%）	5.1	8.3	12.1	17.6	26.3	31.4	35.1	38.8	40.9	41.5

②産業の構造

本市の就業者人口は、昭和35年の64,501人から平成27年には46,718人と55年間で17,783人、率にして27.6%減少している。

産業別就業人口についてみると、第1次産業7,568人(16.2%)、第2次産業11,633人(24.9%)、第3次産業27,517人(58.9%)となっている。

昭和35年には63.3%を占めていた第1次産業は、平成27年には16.2%まで落ち込み、第1次産業への依存度は大幅に低下し、第1次産業の就業人口の減少を第3次産業で吸収している就業構造となっている。

③産業別の現況と今後の動向

1) 第1次産業

農家戸数・農家人口については、大幅な減少傾向が続いており、それに伴って第1次産業就業者の構成比率も減少しているが、以前に比べて落ち込みは緩やかになっている。

また、農林業における60歳以上の就業者割合が高く、農林業従事者の高齢化と後継者不足は喫緊の課題であり、今後もこの傾向は続くものと予測される。

2) 第2次産業

第2次産業就業者の構成比率は、平成7年にピークを迎えたあと、平成20年のいわゆるリーマン・ショックによる世界的な不況等も影響し減少傾向となっているが、その後は景気回復の兆しも見える。本市は、自動車関連部品製造などの県内随一の集積地となっており、第2次産業が地域雇用の重要な受け皿となっている。今後も更なる成長を図るため、引き続き新製品の開発や人材育成等に対する支援、起業・創業に向けた支援の施策を進めていく必要がある。

3) 第3次産業

第3次産業就業者の構成比率は、経済構造の変化等により年々増加している。このうち、卸売業・小売業については、事業所数と従業者数ともに最も多いが、それぞれ減少傾向にある。卸売業については、生産者と消費者の直接取引等の影響による卸売市場の縮小や価格の低下、小売業については、個人商店等の減少やインターネットの利用などによる実店舗を持たない取引業態の増加などが要因と考えられる。

一方で、情報通信業、金融業、保険業、医療や福祉の分野においては、事業所数と従業者数ともに増加傾向にあるため、第3次産業就業者の構成比率は、今後も高水準で推移するものと予測される。

④県総合計画等における位置づけ

本市は、豊かな自然や歴史、文化などの多くの地域資源を有しているとともに、県内第2の都市として、様々な分野における役割を期待されている。

基幹産業である農業をはじめ、県境を越えた北上・仙台地域との連携による輸送機関連産業の促進、更には増田まんが美術館や重要伝統的建造物群保存地区を拠点とした県南各地との観光連携等の推進など、県南地域の更なる活性化における先導的な役割を果たすことが求められている。

表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	人	%	人	%	人	%	人	%
	64,501	61,301	△ 5.0	63,936	4.3	61,172	△ 4.3	61,524	0.6
第一次産業 就業人口比率	%	%		%		%		%	
	63.3	58.5	—	53.7	—	43.9	—	33.8	—
第二次産業 就業人口比率	%	%		%		%		%	
	8.7	10.1	—	11.4	—	16.7	—	22.6	—
第三次産業 就業人口比率	%	%		%		%		%	
	28.0	31.3	—	34.8	—	39.3	—	43.6	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%	人	%
	60,394	△ 1.8	59,548	△ 1.4	57,824	△ 2.9	55,968	△ 3.2
第一次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	30.6	—	24.9	—	20.7	—	17.9	—
第二次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	26.1	—	30.8	—	31	—	30.5	—
第三次産業 就業人口比率	%		%		%		%	
	43.3	—	44.2	—	48.3	—	51.5	—

区分	平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%
	52,331	△ 6.5	47,396	△ 9.4	46,718	△ 1.4
第一次産業 就業人口比率	%		%		%	
	17.7	—	16.7	—	16.2	—
第二次産業 就業人口比率	%		%		%	
	27.4	—	26.0	—	24.9	—
第三次産業 就業人口比率	%		%		%	
	54.9	—	57.3	—	58.9	—

（３）行財政の状況

①行政の状況

本市は、８市町村の合併により、本庁部局と８地域局で組織されている。合併当初は、本庁機能の一部を地域に分庁させていたが、平成２３年には本庁機能を横手地域に集約するなど、政策課題の解決に向けて、継続的に組織体制の見直しを実施している。今後も、ヒト・モノ・カネ・情報等の経営資源と行政需要を見極めながら、継続的に行政組織の見直しや公共施設の再配置等を進める必要がある。

職員数については、平成１７年の合併時１，４１０人から、令和７年度には８５３人という計画目標を定め、職員数の適正化を進めていく。

また、簡素で市民に分かりやすい行政サービスの提供を目指し、各地域局には市民サービス課を配置するなど、地域住民の利便性向上に努めつつ、さらには自治基本条例の制定や旧市町村の小学校単位を基本とする地区会議等の運営により、住民と市政の双方向による対話を重視した市民満足度の高い住民自治の実現を推進してきた。

令和３年度からは第２次横手市総合計画後期基本計画や第２期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしており、継続して推進している横手市財産経営推進計画や第２次横手市行財政改革アクションプランも含めて、住民ニーズに対応した成果重視の行政経営を推進する。

②財政の状況

財政規模については、普通会計における令和元年度の歳入歳出の決算額は、歳入が５６９．３億円、歳出が５４６．６億円となっている。歳入全体に占める一般財源の割合は平成２７年度５４．９％に対し、令和元年度は５５．７％と増加している。

地方債残高については、令和元年度末で６７７．３億円、公債費負担比率は１７％で、平成２７年度との比較では０．４％の増、実質公債費比率は７．０％で平成２７年度との比較では１．４％の減、将来負担比率は１５．９％で、平成２７年度との比較で４０．９％の減となっている。

一方、経常収支比率は令和元年度９１．２％で、平成２７年度との比較で４．７％増加しており、公債費負担については、健全化傾向にあるものの、歳出構造の弾力性はより厳しさを増しており、財政の硬直化が進んでいる状況にある。

これまでに、ごみ一般廃棄物処理場 3 施設の老朽化に伴う統合施設クリーンプラザよこでの建設は終了し、児童・生徒数減少による小・中学校統合事業も一定程度完了したものの、道路整備、下水道等の社会生活基盤の計画的な整備が必要である。

こうした状況を踏まえ、横手市財産経営推進計画に基づく公共施設や道路インフラ等の管理と利活用、管理コスト縮減と総量の抑制を着実に進め、自立に向けた取組をより一層強化し、過疎対策を含めた計画を適切に進められる財政運営に努めていくものとしている。

表 1-2 (1) 横手市財政の状況

(単位：千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	50,794,388	53,060,931	59,388,276	60,834,311	56,926,828
一般財源	32,552,464	27,792,985	30,753,159	33,355,857	31,657,076
国庫支出金	3,052,825	3,525,539	8,221,724	7,991,011	6,481,772
都道府県支出金	2,694,352	2,781,626	3,697,542	4,083,109	4,706,169
地方債	3,381,600	7,265,000	8,882,831	9,712,373	7,327,698
うち過疎対策事業債	846,600	1,051,200	1,395,700	1,196,300	1,904,000
その他	9,113,147	11,695,781	7,833,020	5,691,961	6,754,113
歳出総額 B	49,143,720	51,588,267	57,066,105	59,004,412	54,651,182
義務的経費	20,893,481	24,550,538	24,615,164	24,190,470	23,197,388
投資的経費	8,843,853	9,834,652	11,933,377	12,718,809	11,552,948
うち普通建設事業	8,708,448	9,788,076	11,899,483	12,717,366	11,171,949
その他	16,614,454	15,501,517	20,517,564	22,095,133	19,900,846
過疎対策事業費	2,791,932	1,701,560	5,387,462	10,920,609	6,882,595
歳入歳出差引額 C (A - B)	1,650,668	1,472,664	2,322,171	1,829,899	2,275,646
翌年度へ繰越すべき財源 D	258,217	276,994	437,912	40,069	291,043
実質収支 (C - D)	1,392,451	1,195,670	1,884,259	1,789,830	1,984,603
財政力指数	0.298	0.330	0.36	0.33	0.33
公債費負担比率	17.6%	21.4%	17.4%	16.6%	17.0%
実質公債費比率	—	—	16.1%	8.4%	7.0%
起債制限比率	9.8%	15.8%	—	—	—
経常収支比率	84.8%	95.2%	83.9%	86.5%	91.2%
将来負担比率	—	—	78.8%	56.8%	15.9%
地方債現在高	56,714,612	64,641,761	59,298,406	69,587,760	67,721,857

③施設整備水準等の現況と動向

道路整備については、幹線道路の改良及び歩道の新設を中心に整備を推進した結果、令和元年度末で改良率は69.1%まで向上してきているが、幹線道路以外の生活道路はそれほど改良が進んでいない。今後は、維持修繕等長寿命化に重点を置きながらも新規道路整備による交通体系整備を計画的に実施していく必要がある。

農道については、ほ場整備事業と一体で順次整備されてきているが、未整備の地域もあり、農業の効率経営のため今後も整備が必要である。また、全市面積の54%を占める森林資源の保全と活用を推進するため、間伐や林道整備等を適切に実施する必要がある。

上水道については、普及率が88%となっており、安全で良質な水道水を安定供給するため、水質の監視及び計画的な老朽管の更新と耐震化を図る必要がある。

また、下水道については、水洗化率が71.5%となっており、快適な生活環境と水質の保全のため、引き続き公共下水道をはじめ地域の実情に応じた排水処理事業を実施して水洗化率の向上を図る必要がある。

医療施設については、市立横手病院、市立大森病院ともに過疎地域の保健医療の核として医療サービスを提供している。引き続き、それぞれの病院が持つ特徴を生かしながら、地域の急性期医療を担うとともに地域に密着した病院として、医療サービスを提供していく。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成27 年度末	令和元 年度末
市町村道							
改良率 (%)	13.0	33.2	49.6	55.9	67.4	67.6	69.1
舗装率 (%)	1.7	23.9	41.8	49.5	56.4	56.6	57.5
農道							
延長 (m)	181,643	181,643	106,972	95,945	59,106	59,106	59,106
耕地1haあたりの農道延長 (m)	32.7	23.9	29.7	22.3	—	—	—
林道							
延長 (m)	116,930	116,930	165,836	206,991	231,262	236,536	235,292
林野1ha当たり林道延長 (m)	6.0	4.2	3.6	4.9	—	—	—
水道普及率 (%)	52.7	66.8	72.6	80.5	80.8	84.4	88.0
水洗化率 (%)	0.0	0.9	2.7	24.9	51.8	54.9	71.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	11	17	16	20	14	14	11

（４）地域の持続的発展の基本方針

本市における過疎対策は、地域住民と行政の協働のもとで、地域の特性や機能を十分に発揮することにより、産業が活性化し、都市機能や行政サービスの充実と向上が図られ、一人ひとりが生活の豊かさを実感できる地域の創造にある。

本市の価値ある資源を生かし、地域課題の解決に取り組むことにより、人口減少社会においても地域活力の維持向上を図り、持続可能な地域社会を形成するため、次の基本理念のもとにまちづくりを推進する。

- １）「ひと」と「まち」が元気で幸せな地域社会の実現を目指す
- ２）地域力の結集で夢と希望の実現に向かって邁進する
- ３）自分たちの力で未来を創造する

社会情勢の変化や人口減少社会の進行により、地域経済が縮小し、地域の弱体化が進んでいるが、魅力あるまちづくりを進めるためには、「ひと」と「まち」が元気であり続け、自分たちの未来は自分たちで創造していくという気概を持ち、心豊かに生活できる環境の実現が必要である。

本市には美しい緑と清流に恵まれた自然環境や安全な生活環境、温かい人々の愛情のある教育環境など、みんなが伸び伸びと安心して暮らすことのできる条件が整っている。

さらに市内には、史跡・建築物・伝統芸能など多くの歴史・文化資源や、漬物・納豆・味噌・日本酒といった伝統的な発酵食文化がある。

このような多彩で豊富な文化・観光資源などを活用し、みんなで知恵を出し合い横手の魅力を創造し、全国に発信してにぎわいを創出するとともに、市民が愛着と誇りを持ち、安らぎと温かさを感じる日本一住みよい^{かがや}燦くまちを目指す。

本市の将来像「みんなの力で 未来を拓く 人と地域が燦くまち よこて」を実現するため、次の６つをまちづくりの施策の基本的方向とする。また、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、国・県の各計画との整合性をとりながら、各分野における施策・事業を積極的に実施するとともに、毎年その事業進捗のチェックを行いながら事業実施していくものとする。

①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

市民が、家庭や地域において健康に生活できるよう保健・福祉・医療が連携した高度なサービスの継続的な提供を目指す。

このため、子どもが健やかに生まれ育つための環境整備や高齢者の生きがい施策、障がい者（児）福祉、ひとり親家庭福祉及び低所得者福祉の充実など、地域福祉の一層の充実に努める。

また、質の高い地域医療の確保や少子高齢化に対応したきめ細やかな諸施策の推進により、みんなで支え合う地域ケアシステムを形成し、誰もが安心して生涯暮らせるまちづくりに取り組む。こうした福祉及び医療の確保施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

②楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

地域の自然、景観、歴史、文化等の地域資源を活用する社会教育や子どもから高齢者までさまざまな世代の交流を通して、地域への愛着や誇りの醸成を図るとともに、生涯学習社会の構築やスポーツ・レクリエーション等の余暇活動が享受できる環境づくりを進め、市民一人ひとりが輝き尊重される地域社会づくりに取り組む。

また、児童・生徒の減少を踏まえた学校教育関連施設の整備と遠距離通学支援対策を重点施策とし、こうした教育文化施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

③美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

市民が、ここに住んでよかったと思えるような、美しい自然に囲まれた豊かな暮らしを、更に美しく豊かに発展させて次世代へ引き継ぐことを目指し、安全で安心な生活環境の保全を図る。具体的には、循環型社会の構築と環境負荷低減のための施設や設備の整備、火葬場及びし尿処理施設等の環境衛生関係施設の整備、長寿命化を実施する。また、市民の安全と良好な景観の保全のため、老朽化により利用が困難な公共施設の解体を実施する。

また、すべての市民が安全で快適な日常生活を送るため、災害に強く、防犯意識の高いまちづくりを進める。そのため、大地震や風水害、大雪による自然災害、火災及び複雑多様化する災害被害を最小限にするため、防災ラジオやメール等による情報関連の充実を図るとともに、消防防災施設・設備等の整備充実を図る。

さらに、防犯体制を充実させ、子どもや高齢者などの交通弱者を交通事故から守るため、

関係団体と連携し、防犯・交通安全の啓蒙を図る。

こうした施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

④地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

横手市特有の豊かな地域資源・農産物・食文化・観光資源等を生かし、産業間の連携強化や人・もの・情報の交流の活性化を図り、横手ブランドの創出、6次産業化への取組を支援し、活力ある産業の振興を図るとともに、PR活動を強化して集客を図る。

また、基幹産業である農業施策を中心とした産業が持続的に発展できるよう、既存産業の経営力強化を図るとともに、新技術や新産業の創出を促進し、それを支える人材育成の取組を進め、地場産業の振興や新たな産業の創造と雇用創出により地域活力の更なる向上を図る。さらに、麴に代表される発酵食品の掘り起こし、「どぶろく」構造改革特別区域などにより、発酵文化の啓蒙普及活動、新商品の研究・開発を支援する。

こうした産業振興施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

⑤安全で快適な住みよいまちづくり

高齢化が進む中、雪国での生活においても安全・快適な暮らしの実現と持続可能な社会基盤の構築を図るため、雪に強いまちづくり、上下水道の整備、橋梁・公園・下水道長寿命化事業の実施、ユニバーサルデザインの採用など、生活を支える基盤の整備・維持管理を計画的に進める。

また、地域の特性を生かしつつ土地の有効活用を推進するとともに、道路や橋梁などの交通インフラや市民の生活の足となる公共交通の確保、情報通信基盤の整備と活用などに取り組む。

こうした施策に対しては、過疎地域持続的発展特別事業を活用する。

⑥みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

「まちづくりの主人公は市民」という大原則の下、市民それぞれがまちづくりに関する情報を共有し、自らの知恵と創意により、地域資源を生かした魅力ある地域づくり活動を推進するとともに、地域の主体的な取組による協働や共助を支援し、人と人とのふれ合いや交流による地域活力とにぎわいの創出を図る。

このため、市民・NPO・地域団体・企業と行政との協働による地域づくりにおける役

割等の意識づくりを推進し、その地域自治活動や地域づくり等で活動する人材育成と活動支援に努める。さらに、男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画基本計画を基に、あらゆる分野において性別に関わらず、それぞれの個性と能力を十分発揮できるような環境づくりに努める。

さらに、都市と農山村の交流をはじめとした積極的な国内交流活動、国際交流活動の推進に併せ、的確な行政情報の提供のもと、住民と行政による対話とふれあいを大切にするまちづくりに取り組む。

存続・維持が危ぶまれる集落や地域の課題の解決に対して、過疎地域持続的発展特別事業を活用し、その集落の維持・活性化を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

◆人口に関する目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
社会増減（純移動数・住基）	△401人	△351人
婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数割合）	2.940	3.000
出生数	395人	419人

◆財政力に関する目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
将来負担比率	15.9%	100%未満
実質公債費比率	7.0%	9.0%

◆持続的発展のための地域目標

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)
本市に住みたいと思う市民の割合	80.4%	85.0%
本市の取組全体に対する市民満足度	63.6点	68.6点

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画については、アウトカムベースの目標値を設定し、毎年度のPDCAサイクルの徹底により、施策や事業の成果や効果を検証し、その評価結果を次年度計画に活用する。

また、内部評価及び外部評価の結果については、議会へ報告するとともに、市ホームページに公表し、計画のローリングに活用する。

内部評価：総合計画体系に基づく行政評価（施策評価・実施計画事業評価）の実施
（毎年6月～9月）

外部評価：外部有識者（産学金官等）を含めた有識者会議により、事業の実施状況や成果等を振り返る（毎年8月～9月）

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画（横手市財産経営推進計画）との整合

公共施設や道路等の各種インフラについては、適正な維持管理と再配置を推進するため、公共施設等に対する合理的な総合管理手法であるファシリティマネジメント（FM）※の手法を導入する。

本市における過疎対策としての公共施設の整備等に際しては、本市版の公共施設等総合管理計画である「横手市財産経営推進計画（FM計画）」に基づき、その施設の「品質」、「数量」、「ライフサイクルコスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考え、全庁横断的な推進体制の確立、総合的な計画立案と着実な進行管理、最適状態を維持する不断の検証を同時に実施する。

なお、本計画における公共施設等の整備については、横手市財産経営推進計画に適合するものである。

※ファシリティマネジメント（FM）とは、土地、施設や設備（ファシリティ：Facility）及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的に企画、管理、活用（マネジメント：Management）すること。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

人口減少の抑制と地域コミュニティの活性化を図るため、首都圏等県外在住者の移住や定住、交流の促進に取り組む。

また、横手暮らしの魅力を積極的に発信し、移住・定住希望者へのきめ細やかな相談体制と総合的な受入体制を構築し、移住希望者や若年層が定住しやすい環境整備に対する支援を実施する。

さらに、地域間交流の実施により、新たな発想や体験、情報などを得る機会を創出するとともに、応援人口の地域への関わり方の深化を図ることで、文化や産業をはじめ、多様な分野における交流や相互協力を推進し、活気あふれるまちづくりを推進する。

本市においては、定住自立圏構想に基づき、「広域的な市町村合併を経た市に関する特例」により横手市定住自立圏を形成している。関連施策の実施においては、本計画との整合性を図りながら、定住に必要な都市機能や生活機能の充実に努め、中心地域となる横手地域とその他周辺地域間の相互連携と役割分担により住みよい生活圏域の形成と地域全体の活性化に取り組む。

(1) 現況と問題点

①移住及び定住の促進

近年のゆとりや豊かさ志向への変化により、自然環境に恵まれた地方での暮らしを求める機運が高まっており、U I J ターンなど都市部からの移住・定住を希望する方へニーズに応じた情報提供や支援を行う必要がある。

②地域間交流の促進

市出身の市外在住者やふるさと納税等を通じて本市に興味・関心を持つ人々を「応援人口」と位置づけ、情報紙による定期的な情報発信や参加型イベントの企画により、応援人口の拡大と応援意識の醸成を図り、市との関わりや交流の促進に取り組んでいる。

自治体間交流については、北上横手地域開発促進協議会等を通じて、広域的な連携や相互協力を進めている。また、神奈川県厚木市、茨城県那珂市との友好都市提携、世田谷区民まつり、大田区OTAふれあいフェスタへの参加や出前かまくらを通じた都市との交流を行っている。

さらに国際交流推進の一環として、明海大学留学生の横手市でのホームステイ実施や、

台湾大同大學との産学官連携協定による各種交流事業の実施など、国際化に対応した取り組みも実施している。

③人材の育成

地域には様々な得意分野をもった多様な人材が存在しているが、地域内においてその人材が必ずしも十分に確保されていない。また、地域おこしにつながる魅力的な資源があるにもかかわらず、地元住民ではなかなか気がつかないため十分に生かしきれていない。

そのため、地域支援アドバイザーの招へいや地域おこしを担う外部からの人材を受け入れ、地域の潜在的な人材の掘り起こしや課題解決、活性化を図る必要がある。

（２）その対策

①移住及び定住の促進

ウェブサイト等のさまざまな媒体を通じて横手暮らしの魅力はもちろんのこと、等身大の日常についての情報発信を積極的に行い、移住・定住希望者に対するきめ細やかな相談体制と総合的な受け入れ体制を構築し、本市への移住・定住を促進する。

②地域間交流の促進

- 1) 人口減少・少子高齢化が進む中、応援人口の拡大に引き続き取り組むとともに、様々な分野で応援人口を良きパートナーとして地域課題の解決に関わる流れをつくり、応援人口との交流や関わり方について深化を図る。
- 2) 北上横手地域開発促進協議会等の運営等を通じて、他自治体との連携がよりよい友好・信頼関係となり、お互いの地域活性化につながるよう、一層の交流を推進する。
- 3) 友好都市との交流がスポーツや子どもたちの交流などを通じて市民レベルの交流として長く続くよう、各種団体が行う交流・連携事業等を支援する。
- 4) 恵まれた自然環境や横手の「食と農」を生かし、グリーン・ツーリズムなどの事業を展開し、都市と地域との交流を推進する。また、各分野での結び付きを生かして国際的な交流を継続的に展開していく。

③人材の育成

- 1) 市内外の関係機関や団体はもとより、外部からの地域支援アドバイザーの招へいや地域おこしのための人材支援制度等を活用し、埋もれている地域の人材や地域資源の発掘を行う。
- 2) 自主運営組織や自治会・町内会の地域づくり活動を支援しながら、地域住民が主体となった地域づくり活動の推進を図るとともに、地域住民の参画を促し人材の育成を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「他の自治体との連携・交流推進」に対する市民満足度（アンケート）	64.7 点	69.6 点
	市に住み続けたいと思う市民の割合（アンケート）	80.4%	85.0%
サブ指標	移住件数（世帯数）	9 件	12 件
	移住イベント等の参加・出展回数	4 回	5 回

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住			
	(2) 地域間交流			
	(3) 人材育成			
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住			
		〔移住定住促進事業〕 ①事業の必要性 少子高齢化・人口減少が進む地域において、地域の活力や担い手の確保を図るためにUIJターンの促進など移住定住者を増やす取組が必要である。 ②具体の事業内容 ウェブサイト等を活用した情報発信と、各種窓口や移住イベントの場での個別相談等の対応を行い、地域の実情の理解を得た上での移住を実現し、定住につなげる。 ③事業効果 移住・定住の促進により生産年齢人口の増加等につなげることで地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		[地域おこし協力隊活用事業] ①事業の必要性 人口減少や高齢化等が進行する中、過疎地域における地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、外部からの人材を受け入れ、地域の潜在的な人材の掘り起こしや、地域の課題解決、活性化を図っていく必要がある。 ②具体の事業内容 外部からの人材を受け入れ、地元住民では気がつかない一般情報や企業情報あるいは、観光資源など外部の視点による横手の魅力の掘り起こしを行う。 ③事業効果 斬新な視点と熱意や行動力が、地域に大きな刺激をあたえる効果が期待され、地域力の高まりや、地域の担い手の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		[若者交流事業] ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、出会いや結婚を後押しする取組が必要である。 ②具体の事業内容 市内の地域資源等を活用した「街コン」や「趣味コン」など、独身男女が気軽に楽しむことができる出会いの場を創出するイベント費用の一部を助成する。 ③事業効果 出会いや結婚を後押しすることにより、少子化への歯止めや若者の地元定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔三世代同居等促進住まい支援事業〕 ①事業の必要性 子育てや家事など家庭生活を協力・分担し、それぞれの負担を減らすことができる三世代同居や近居の促進に取り組み、過疎地域における子育て世帯の地元定着を図る必要がある。 ②具体の事業内容 子育て世帯(中学生以下の子どもをもつ世帯)が、新たに親元等と同居または近居しようとする場合に必要な費用(当該世帯の住宅取得費用、当該世帯または親元が所有する住宅の増改築等)の一部を助成する。 ③事業効果 子育て世帯の地元定着が図られるとともに、家族が協力し支え合って子育てをすることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔結婚新生活支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、新婚世帯が結婚に伴う新生活スタートにかかる住居費や引っ越し費用を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 新婚世帯の結婚に伴う新生活スタートにかかる住居費や引っ越し費用などの一部を助成する。 ③事業効果 結婚生活スタート時にかかる住居費用等を支援することにより、成婚者数の増加と若者の地元定着が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔移住就農者経営安定支援事業〕 ①事業の必要性 県外から移住し、新たに農業経営を開始する方の就農リスクが課題となっており、移住就農者の確保・定着を図るため、営農開始時の立ち上げ経費等を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 経営開始初年度の事業対象経費の一部を補助する。 ③事業効果 移住就農者の初期投資を軽減することで、早期の経営安定が図られ、地域農業の振興に寄与されるとともに、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	地域間交流			
	人材育成			
	その他			
	基金積立	[応援人口との関係深化事業] ①事業の必要性 人口減少や高齢化等が進行する中、過疎地域における地域力の維持・強化を図るためには、地域外から多様に関わってくれる人材と深く関わりを持つことも重要であり、応援市民との持続可能な関わり方について、これまで以上に深化を図っていく必要がある。 ②具体の事業内容 東北大学との共同研究により、応援市民による地域課題への具体的な応援・支援の仕方について、新たな視点と方法を見出し、事業を展開する。 ③事業効果 多様な関わりを持ってくれる応援人口と持続可能な関わりを持ち、その力を有効に活用することで、地域課題の解決や地域力の活気の高まりにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	(5) その他			

3. 産業の振興

本市特有の豊かな地域資源・農産物・食文化・観光資源等を生かした横手ブランドの創出により、活力ある産業の振興を図るとともに、地域の観光資源を活用した戦略的なPRや情報発信により積極的な誘客を図る。

本市の基幹産業である農業については、近年の大雨や台風などによる自然災害が多発している中、令和2年度において記録的な大雪に見舞われ、その農業被害額は合併後最大となる約45億円にのぼっている。農産物の被害やパイプハウスなどの農業用施設、果樹の樹体被害といった直接的被害のほか、営農意欲の喪失や高齢化による離農、担い手不足も懸念される。そのため、農業経営基盤の強化支援や生産基盤の整備等を推進し、本市における産業のけん引役として更なる地域農業の活性化を目指す。

商工業や観光産業においては、地域産業が将来にわたって持続的に発展できるよう、産学官金の連携も含め、既存産業の経営力強化や新技術・新産業の創出により、地域産業の活性化と更なる雇用の創出に取り組む。

(1) 現況と問題点

①農林水産業の振興

1) 農業の振興

本市は横手盆地の中心に広がる穀倉地帯で、稲作を中心とする農業を基幹産業に発展してきた。しかし、国内農業は農作物の輸入自由化や産地間競争の激化、さらには食料自給率の低下などにより、ますます厳しい情勢となっている。こうした中、農業従事者の高齢化と後継者不足による耕作面積の減少や耕作放棄地の増加が懸念され、農業人口の減少や担い手不足が深刻となっている。一方、農業生産活動は、農産物の供給以外に、国土の保全、水源のかん養、環境の保全、文化の伝承などの機能を有しており、ものの豊かさから心の豊かさ、ゆとりやうるおい、安全・安心を重視する現代社会において、その多面的機能の十分な発揮に対する期待も高まっている。

農家戸数及び農業就業人口は減少傾向にあり、また、担い手や農地面積、さらには農家一戸あたりの生産農業所得も減少してきている。

こうした中、農業生産の基盤である稲作については、生産性向上や生産コストの低減を図るため、大区画ほ場整備や農道、用排水路の整備を進める必要がある。畑地については、かんがい設備の拡充など生産性を高めるための畑地基盤の整備も一層進め

ていく必要がある。

また、認定農業者を中心に経営規模の拡大が進んでいるが、持続的に農業生産が行えるよう、一層の農地流動化を進めるとともに、スマート農業への取組支援を推進し農作業の省力化と作物の高品質化に努める。さらに農業生産法人や新規就農者の育成支援に努め、経営安定対策の充実を図るとともに市場との信頼関係の強化を図りながら、需要に応えられる産地構築が求められている。

果樹については、県内で有数の生産量を誇るりんご、さくらんぼ、ぶどう等は冷蔵施設や集出荷施設の建設、光センサーの導入により市場で高い評価を得ている。しかし、農業者の減少や担い手の高齢化などによる離農や廃園、自然災害や病害虫の被害などが課題となっている。

そのため、風雪に強い樹体や園地の補強、高機能機械の導入支援により生産体制の弱体化を防ぎ、担い手の確保・育成に努めるとともに、新たな優良品種の導入や他作物の栽培を行うなど、果樹の複合生産を導入し、果実の販売先を確保することにより、経営の安定化を図る必要がある。

野菜については、すいかやきゅうり、トマト、アスパラガス、枝豆など高品質で市場評価の高い産地の維持・発展を図るため、機械化、施設近代化の推進による生産性の向上やコスト縮減を推進するとともに、ハウレンソウなどとの組み合わせによる周年的な出荷体制の整備を進め消費拡大を図る必要がある。

花卉については、通年型農業を目指して、キクやトルコギキョウ、シンビジウムなど露地型、施設型の多品種の栽培技術が確立してきていることから規模拡大などを目指す多様な経営体を支援し産地化を進めていく必要がある。

畜産については、養豚や養鶏、肉用牛を中心に農家数の減少が続いている。また、畜産経営は、輸入肉の増加による価格の低迷や飼料の高騰などにより、苦しい経営を余儀なくされている。このことから畜産有機物の農地への還元のため堆肥センターを有効活用し環境にも配慮しながら、資源循環型農業を更に進める一方、消費者に安全で栄養豊富な食肉・鶏卵を提供すべく一層のブランド化に努める必要がある。

また、野生鳥獣による農作物被害については、農業者の減少や担い手の高齢化などにより耕作放棄地が増加し、鳥獣の生息域が拡大して農作物被害が深刻化しており農地の保全管理や鳥獣被害対策が重要となっている。

2) 林業の振興

本市の森林面積は、383㎢と市全体の54%を占めている。スギ人工林を中心として拡大してきたが、安い外国産材の輸入により国産材の価格の長期低迷、さらには森林所有者の高齢化、不在村、世代交代などにより森林への関心は薄れてきており、森林の整備に支障をきたす状態となってきた。

これまでは、森林施設を効率的に利活用するため林道等の整備を進める一方、間伐材を利用した木材加工製品の研究開発や地域材を使用した公共施設と一般住宅の建設を推進してきたが、今後とも総合的な森林資源の保護と計画的で効率的な森林整備を進める必要がある。

また、特用林産物のきのこ類については、機械化・施設近代化の推進により生産性の向上やコスト縮減を推進し、市場評価の高い産地の維持・発展を図る必要がある。

林業振興は、木材を供給するだけでなく、森林の持つ多面的機能を発揮するため、松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害に対し、適切な防除により森林への保全が必要である。

3) 内水面漁業の振興

本市は、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川の豊かな川の恵みの恩恵を受け、これまでも河川の資源保護を目的に稚魚の放流などを行い、河川の魚に親しむ機会や河川環境に対する意識高揚を図ってきた。

しかしながら、用水路の改良や河川の水質悪化が魚類の生息できる環境を年々狭め、以前のように小川や河川で様々な魚を見つけることは困難な状況になりつつある。

河川環境を守り、水生生物と共存できる河川施策や内水面漁業の発展と継承を地域全体で進めることが必要となっている。

②地場産業の振興

食の安全・安心をはじめ、多様化された消費者ニーズに対応するため、市内各地域にある優良な農産品や特産品の掘り起こしと地産地消の推進、新たな商品の開発等が必要となっている。加えて、地域の伝統野菜や特徴を生かした地場産品のマーケティング活動を通じたPRが強く求められている。

③企業の誘致対策

人口減少に歯止めをかけるためには雇用の場を確保することが重要で、特に若年層の就業先として多様な産業の企業立地が必要である。

また、雇用のミスマッチの解消と若者の地元定着は大きな課題であり、若年者の就業促進と雇用環境の整備に向けた取組の強化が求められている。

このような課題解決に向け、近年の輸送機産業やIT・ソフトウェア産業の新規立地に加えて、更に成長、発展が見込まれる分野の企業、高度な知見や技術をもつ大学や企業の研究開発機関の立地を目指し、横手市の地理的優位性や優遇制度を活用しながら、関係機関と連携し継続的な企業誘致を進める必要がある。

④起業の促進

本市においては、各地域への波及効果が期待される新たな産業分野における雇用の場の創出が強く求められている。

そのため、市内の質の高い地域資源を活用し、産学官等の連携を通じた地域協働型の起業化が必要となっている。

⑤商工業の振興

地域商業については、県外資本の郊外型大型店の出店や個人自営業者の高齢化、後継者不足などにより、市街地の空洞化が進んでおり、市内の卸・小売業を営む事業所数は、平成24年度は1,446事業所であったのに対し、平成28年度は1,325事業所と年々減少している。現在の消費者ニーズに対応し、地域に根差した商業活動が求められるとともに、空き店舗の利活用を促進させ市街地が活性化する対策や事業承継への支援が必要となっている。

製造業は、他産業への経済連関が強く外貨を獲得する産業として、本市の経済を牽引する産業であり、市内製造品出荷額は着実に増えている。特に自動車産業を主とした輸送用機械器具製造については、市内に立地を図る大規模な企業も複数出てきており、こうした追い風を生かして引き続き工業振興による雇用の創出を図る必要がある。また、市内の中小企業向けには、その時々々の景気に影響されにくい安定した経営環境構築のための支援が求められている。

⑥観光又はレクリエーション

観光については、今後の観光需要の見通しが難しい状況であるが、人々の価値観や生活様式、行動パターンが大きく変化している中で、少人数による近場の観光を楽しむ傾向にもある。

また、全国的な知名度を誇る横手の雪まつり、その他の地域行事やイベントも、それぞれ誘客力があるものの単発的な誘客となっていたり、時期が集中して開催されるものが多く、観光閑散期が生じている現状である。加えて、滞在時間が短く、市内での消費行動が極めて少ない通過型の観光が顕著であることから、宿泊にも繋がる着地型観光に向けた商品の開発が求められている。

マンガ原画に特化した横手市増田まんが美術館の誘客力と増田の町並みなどの観光素材の魅力を合わせるなど、市内各所に存在する歴史文化遺産等を活用した通年観光戦略やプロモーションを行うことで、観光客の誘客を推進することが求められている。

さらに体験型観光では、観光ニーズの変化に対応した受け入れ態勢が必要であり、伝統行事の継承や歴史ある町並みの保存と活用、農家民泊の整備などが求められている。

平坦な地形につくられたバリアフリーの公園や河川公園、スポーツゾーンと一体になった公園など、憩いの場を提供しながら地域の連携を図り、観光客の誘客を推進する必要がある。

このほか、特産品や土産品の効果的なPRの推進と観光資源としての物産や食のブラッシュアップなど、観光と物産の一体的な取組により、誘客に繋げていくことが求められている。

⑦コミュニティビジネスの支援

近年、NPOや地域団体が地域の課題を解決するための様々な活動を行っているが、なかなかコミュニティビジネスにまで至っていない現況にある。コミュニティビジネスは、地域の人材やノウハウ等の活用により、新たな雇用、働きがいと生きがいの創出など地域の活性化に寄与できるものと期待されており、その立ち上げに向けた情報提供や支援が必要である。

⑧情報通信産業の振興

本市においては、市内全域でインターネットや携帯電話の通信が利用できる環境が整っているが、更なる利便性の向上を図るため、新たな技術に対応した更なる高速通信環

境の整備が期待される。また、農業や各種産業においてもＩＣＴやＩｏＴを積極的に活用する取組が進められているものの、限定的なものにとどまっているため、最新技術の情報提供やノウハウの共有などの取組が必要である。

(２) その対策

①農林水産業の振興

１) 農業の振興

ア 本市の基幹産業である稲作の生産基盤の強化と農作業の効率化を図るため、水田ほ場整備、農業用排水路・ため池・頭首工等の施設整備や補修について、農村環境と自然との調和に配慮しつつ推進する。

イ 地域農業の持続的かつ安定的な発展を目指し、認定農業者や集落営農組織、農業生産法人、女性農業者、新規就農者など産地をリードする経営体育成対策と、担い手農家への農地集積を進め、安定した農業経営ができるように、農地中間管理機構等の利用促進を図る。

ウ 行政と農協などが連携を強化し、農地のフル活用による複合産地の確立、複合経営の生産体制の強化、スマート農業による省力化・自動化、生産性向上や品質の確保などを目指すとともに雪に強い農業を支援し、地域農業の振興を積極的に進める。

エ ブランドの統一や物産展・観光キャンペーンへの参加、商談会や農産物直売所等での販売を通じた地場製品のＰＲ活動とマーケティング活動を推進する。また、消費者ニーズに即した販売戦略を支援するとともに、消費者に安心を届けるため、食の安全を確保する。

オ 消費者に顔の見える地産地消を推進するため、担い手を中心とした生産法人や女性グループ等による農産物の直売活動や加工活動を支援する。

カ 特色ある米づくりを進めるため、堆肥センターを活用した有機栽培米など安全で高付加価値の稲作生産を奨励するとともに、市場戦略性の高い、消費者・実需者ニーズを重視した主食用米の作付けや新規需要米の作付けに取り組む。

キ 果樹の多品目・高付加価値栽培を推進し、リスク分散を図るとともに、高い生産技術の導入と集出荷体制の整備強化も進め、安定した生産と販売先を確保するための支援を行う。

ク 市場性の高い野菜や花卉の振興を図るため、産地ブランド形成や高付加価値化、有利な販売を促進するための広域出荷体制の整備を推進する。

ケ 都市と農村の二重生活や農村での長期滞在の受け入れ態勢を整え、応援人口を増やし、グリーン・ツーリズムを推進する。また、シニア世代への農業研修機会を創出し、マンパワー確保に努める。

コ 消費者の安全な食肉需要に対応した市場性を認識し、ブランド化や販売戦略を県内産地とともに進め、地域内の堆肥センター等と連携を図り、環境にやさしい畜産と有機資源の活用による循環型農業の体制を整備する。

サ 野生鳥獣被害防止対策として、県・市・猟友会による体制整備の連携強化や捕獲活動の強化に加え、果樹園等への侵入防護柵（電気柵等）の設置、耕作放棄地の草地化・林地化の解消や緩衝帯整備に対する取り組み等を促進する。

2) 林業の振興

ア 林業資源の保全と育成という観点から林道・作業道の路網整備を進める。

イ 林業就業者・後継者育成のための「秋田県林業大学校」の活用や雇用形態の改善、育成研修を開催する関係機関の活用による労働環境の整備改善に努める。

ウ 地域木材の公共施設等への活用を促進する。

エ 付加価値の高い木製品供給や間伐材を中心とした木質資材の活用を推進する。また、菌床しいたけのより一層のブランド力向上を目指す。

オ 森林病虫害の駆除や防除によりマツ枯れ、ナラ枯れ対策を推進する。

カ 森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度による森林整備や、木材利用の促進等の施策を推進する。

キ 特用林産物のきのこ類については、栽培技術の高位平準化に取り組み、高品質・高収量を目指すとともに、菌床しいたけ栽培の拡大により、大量に発生する廃菌床の再利用を積極的に推進する。

3) 内水面漁業の振興

内水面水産資源や環境の保護、子どもたちが河川に親しみ、河川への理解を深めるための体験事業等を安全に実施できるよう漁業協同組合等の活動を支援する。

②地場産業の振興

- 1) 助成制度を活用した6次産業化への取組にチャレンジする機会を提供するなど、意欲的事業者の掘起こしを図る。
- 2) 地産地消を推進するため、農産物直売所の利用促進を支援するとともに、地場農産品の学校給食での利用拡大を図る。
- 3) 横手市の農業や地場産農産物のPR施策による理解の促進、農作業体験を含めた担い手の育成に関連した食育事業の推進により、総体的な地場産業の振興につなげる。

③企業の誘致対策

- 1) 県、地元企業等との連携を図り、共同で企業誘致を進める。
- 2) 工業団地に航空機関連産業や自動車関連産業、食品関連産業などの外貨を獲得できる業種の企業について誘致を推進する。
- 3) 地理的条件がハンデとならないIT・ソフトウェア関連産業の企業について、市内立地を推進する。
- 4) 進出済み企業の経営継続と新たな地域内設備投資に資するよう、きめ細やかな支援を行う。
- 5) 高度な知見や技術をもつ大学や企業の研究開発機関の誘致を目指す。

④起業の促進

- 1) 横手市創業支援事業計画に基づき、創業支援事業者（商工団体、金融機関、秋田県信用保証協会、日本政策金融公庫）と連携した取組を実施することで、市内起業家への支援体制を強化する。
- 2) 秋田産学官ネットワーク等との連携を図り、地元企業の技術の高度化や共同研究による新しい分野への進出を支援する。
- 3) 複合活用型ビジネス施設「Bizサポートよこて」を活用して、起業の段階に対応した多様性のある支援を行う。

⑤商工業の振興

- 1) 商店街等の賑わいを図るため、各種イベント等による魅力ある商店街づくり、商業活動を支援し、大型店やロードサイド型商業施設※との共存を促進する。

※ロードサイド型商業施設とは、幹線道路などの沿線において、車でアクセスが主たる集客方法である施設のこと

- 2) 商工団体やNPO法人等による地域の創意工夫を生かしたまちづくりを支援し、商業の活性化に努める。
- 3) 消費者ニーズの多様化に対応したインターネット等を活用した販売方法や異業種分野との連携による店舗づくりなど、特色ある商業活動を支援する。
- 4) 地域住民の生活に欠かせない大切な役割を果たしている地域密着型の商店に対して、経営ノウハウの提供をはじめとする振興策を進める。
- 5) 市街地の空洞化を防ぐため、空き店舗の利活用を積極的に支援し、地域商業の活性化を図る。
- 6) 次世代の人材育成や第二創業を含めた円滑な事業承継への支援を、関係機関と連携して取り組む。
- 7) 市内の雇用拡大に大きく貢献できる大規模設備投資案件を持つ企業に対し、積極的な支援を行い、地域経済の好循環を図り経済活性化を促進する。
- 8) 地域の産業振興や地域課題の解決に寄与できる新技術や新製品の開発など、新たなものづくりを積極的行おうとする企業への支援や中小企業の設備投資に対する補助などにより、経営環境の安定につなげる。

⑥観光又はレクリエーション

- 1) 特色ある四季折々の観光資源に加え、歴史ある文化財や伝統文化・芸術に関するイベントなども観光資源にとらえ、関連する施設のネットワーク化を図り、周遊観光ルートを構築する。
- 2) 観光客の滞在時間の延長を図るため、自然・歴史・農業など豊富な地域資源を生かした体験型観光やグリーン・ツーリズムの推進、観光エキスパート等を活用した新しい体験プログラムなどの旅行商品を開発する。
- 3) 出前かまくらや国内外の商談会、プロモーションなどを通じた積極的な観光PRを推進する。また、よこてfun通信やSNS、ホームページを活用した観光情報の発信などネットワークを強化し、観光需要の拡大に努める。
- 4) 横手やきそばやいぶりがっこ、日本酒、味噌など、食をテーマにした観光開発とそのPRに努めるとともに、マンガに関連したお土産品などの新商品開発等に取り組む。
- 5) 冬期イベントの活性化やスキー場の整備など、観光資源の掘り起こしや磨き上げを推進する。

- 6) 海外からの誘客を積極的に行うため、県や周辺市町村と連携した広域観光エリアの形成を推進する。
- 7) 横手市増田まんが美術館と増田の町並みなどを核とした文化観光を推進する。

⑦コミュニティビジネスの支援

市民のアイデアと地域の人材を活用して、高齢者等の買物弱者のための買物代行サービスや巡回販売店等のコミュニティビジネスの育成に努める。

⑧情報通信産業の振興

- 1) S o c i e t y 5 . 0 の実現に向けた技術の活用により、企業活動の活性化や収益向上の実現を図るため、事業の効率化や生産性の改善、新たな技術を活用した新規事業の創出等の支援を実施する。
- 2) 本市の主たる産業である農業や製造業が新たな技術を活用できるよう、基盤整備を推進するとともに、各産業における情報通信分野との連携を図る。

⑨県及び他市町村、関係団体等との連携強化

- 1) 産業の振興施策の実施においては、県の方針や各種施策との整合性を図るとともに、広域的な課題においては他市町村との連携の強化などの一層の推進により地域の持続的発展を図る。
- 2) 市内各種団体や民間事業者等との連携と協働により、地域資源を最大限に活用した産業の振興と企業の創出、人材育成を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「農林業の振興」に対する市民満足度	64.0 点	68.9 点
	「企業誘致の推進と雇用対策」に対する市民満足度	57.6 点	62.5 点
	「商業の振興」に対する市民満足度	61.0 点	66.0 点
	「工業の振興」に対する市民満足度	62.0 点	66.9 点
	「観光の振興」に対する市民満足度	61.8 点	66.7 点
サブ指標	新規就農者数	43 人	30 人
	農業法人数	113 法人	130 法人
	担い手への農地集積率	75.2%	85.0%
	ほ場整備率（30a 以上）	95.0%	97.6%
	横手市6次産業化支援施設を活用した取組件数（年間）	10 件	150 件
	操業中の誘致企業数	58 社	63 社
	市内事業所数（卸業・小売業）	1,325 事業所	1,249 事業所
	市内の事業所数（製造業）	188 事業所	181 事業所
	製造品出荷額等	1,435 億円	1,765 億円
	市内の年間のべ宿泊客数	248 千人	265 千人
	市内の年間観光入込客数	3,666 千人	4,000 千人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業			
		農地集積加速化基盤整備事業 横手地区 A=356ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 栄東部地区 A=128ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 境町西部地区 A=36ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 金沢地区 A=405ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 みたけ地区 A=7ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 平鹿蟹沢地区 A=38ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 平鹿高口地区 A=140ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 田ノ植地区 A=218ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 浅舞北部地区 A=270ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 下福田地区 A=37ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 朴田荒処地区 A=41ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 醍醐荒処地区 A=10ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 下吉田地区 A=43ha	秋田県	
		農地集積加速化基盤整備事業 内小友東部地区 A=197.2ha	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 明永堰地区 L=2.0km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 皆瀬1期地区 L=8.6Km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 開三ヶ村地区	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 開三ヶ村2期地区 L=1.9km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 雄物川筋地区 L=0.6km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 三ヶ村堰川西地区 L=2.7Km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 大森2期地区 L=2.6km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 大森1期地区 L=3.0km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 黒坂堰幹線用水路 L=3.0km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 八柏堰地区 L=1.2km	秋田県	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 大森地区 揚水機場改修 1式	秋田県	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	林業	戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 百万刈1地区 L=0.3km	団体営	
		戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 百万刈2地区 L=0.3km	団体営	
		県営かんがい排水事業(四の堰)水路改修 L=2,100m	秋田県	
		県営かんがい排水事業(沼館)水路改修 L=3,100m	秋田県	
		県営かんがい排水事業(横手西部)水路改修 L=4,300m	秋田県	
		県営かんがい排水事業(蛭野・角間川堰)水路改修 L=6,120m	秋田県	
		県営かんがい排水事業(明永堰2期)水路改修 L=1,500m	秋田県	
		県営かんがい排水事業(小勝田川)水路改修 L=1,200m	秋田県	
		県営かんがい排水事業(大戸川)水路改修 L=24,300m	秋田県	
		県営保全合理化事業(大戸川)用水路工 L=24,300m	秋田県	
		県営ため池等整備事業(大屋沼寺内)	秋田県	
		県営ため池等整備事業(大森新堤)	秋田県	
		県営ため池等整備事業(白山)	秋田県	
		国営かんがい排水事業(横手西部地区)	農林水産省	
		森林病虫害等防除事業	横手市	
		森や木とのふれあい空間整備事業	横手市	
		緩衝帯等整備事業	横手市	
		マツ林・ナラ林等景観向上事業	横手市	
		高能率生産団地路網整備事業(前郷線) 林道 L=2,580m、W=3.5m	秋田県	
		高能率生産団地路網整備事業(板井沢線) 林道 L=5,600m、W=3.5m	秋田県	
		高能率生産団地路網整備事業(上檜沢線) 林道 L=2,740m、W=3.6m	秋田県	
		林道改良事業(鍛冶台線) 法面工、擁壁工	横手市	
		林道改良事業(三森山線) L=71.4m、簡易法柁工A=968.6㎡	横手市	
		林道改良事業(横手沢線・横手沢1号橋) L=8.2m	横手市	
		林道改良事業(大倉沢線・大倉沢橋) L=28.5m	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	水産業	林道改良事業 (黒沢線・北俣沢川橋) L=13.2m	横手市	
		林道改良事業 (萱峠線・萱峠1号橋) L=18.5m	横手市	
		林道改良事業 (南郷岳橋) L=60.0m	横手市	
		林道改良事業 (大倉沢線) L=20.0m	横手市	
	(2) 漁港施設			
	(3) 経営近代化施設			
	農業			
	林業	大雄堆肥センター作業用機械購入	横手市	
		産地パワーアップ事業	農業協同組合	
	水産業			
	(4) 地場産業の振興			
	技能修得施設			
	試験研究施設			
	生産施設			
	加工施設	園芸メガ団地整備事業	農事組合法人	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	流通販売施設			
	(5) 企業誘致			
	(6) 起業の促進			
		Bizサポートよこて整備事業	横手市	
	(7) 商業			
	共同利用施設			
	その他			
	(8) 情報通信産業			
	(9) 観光又はレクリ エーション			
		都市公園整備事業(横手公園)	横手市	
		都市公園長寿命化対策事業	横手市	
		天下森スキー場整備事業	横手市	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業			

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		[夢ある園芸産地創造事業] ①事業の必要性 戦略作物の産地づくり強化及び6次産業化による新たなビジネスの創出、競争力の高い経営体の確保・育成など地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 農業経営基盤の強化に資する機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 農業の担い手が育ち、地域で農業を営む仕組みができる。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、農家所得が向上するとともに新規就農者も増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		[夢ある畜産経営ステップアップ支援事業] ①事業の必要性 稲作からの脱却による複合型生産構造への転換により、収益性の高い農業経営体の確保育成を図るため、担い手となる経営体等への支援を継続していく必要がある。 ②具体の事業内容 畜産の生産振興に資する素畜、機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速させるとともに、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		[新規就農者レベルアップ事業] ①事業の必要性 地域農業を支える担い手の営農意欲向上を図るとともに、経営の効率化を促進することで所得の向上を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ・講習会の開催 ・横手市農業近代化ゼミナールの活動 ・横手市認定農業者協議会活動の実施 ③事業効果 農業経営者の知識、マネジメント力のレベルアップが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔フロンティア農業者育成事業〕 ①事業の必要性 就農に必要な技術を身に付けようとする農業後継者やUターン希望者を支援することで、地域農業の優れた担い手を確保・育成する必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者や新部門開始に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成する。 ③事業効果 県農業試験場等で実践的な研修を行うことにより、新規就農のために必要な栽培及び経営技術を習得し、就農後の安定した農業経営の確立及び地域農業の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔「横手で農業を」スタートアップ支援事業〕 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、新たな人材の確保及びその定着を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・情報提供事業 ・農業体験事業 ・定着支援事業 ③事業効果 就農するための事前相談、農業体験を経験すること、移住就農者に対する家賃補助をすることで、地域の担い手及び労働力の確保・育成に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔「横手のホップ」ステップアップ事業〕 ①事業の必要性 持続可能なホップ産地づくりを目指し、ホップ生産量の維持・拡大を図るため、ホップの生産基盤の整備を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 ・新規生産者確保に向けた研修事業の実施 ・ホップ生産に係る栽培設備、作業機械の修理等にかかる費用の一部を助成する。 ③事業効果 ホップ生産者を確保・育成すること、ホップの生産基盤の整備を実施することにより、ホップ生産量の維持・拡大を図り、持続可能なホップ産地の実現に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業、6次産業化	〔スマート農業普及支援事業〕 ①事業の必要性 担い手の減少や高齢化など農業がかかえる様々な課題を解消し地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 スマート農業の普及・啓発及びスマート農業機械などの導入支援。 ③事業効果 農作業の省力化・自動化、作物の品質向上や次世代への技術の継承が可能となり新規就農者の増加や農業所得が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔発酵文化のまちづくり事業〕 ①事業の必要性 市内各地に次世代に伝承すべき魅力ある食文化があるが、特に米糍を中心とした味噌や漬物などの発酵食が発達したところに特徴があり、それら発酵に関連した食文化の継承がまちづくりの重要な要素である。 ②具体の事業内容 ・事業費補助 ・全国発酵食品サミット、発酵フォーラム等の開催 ・全国発酵のまちづくりネットワーク協議会の開催 ③事業効果 発酵に関連した食文化の継承がなされ、まちづくりや地域の持続的発展に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔成長産業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、工業団地等への企業誘致を進め、新たな雇用機会の拡大に努める必要がある。 ②具体の事業内容 市内中小企業または市内に新たに立地する企業等が行う大型設備投資案件に対して、その経費の一部を助成する。 ③事業効果 地域の雇用機会が拡大されるとともに、市内中小企業または市内に新たに立地する企業等の増加や事業成長に伴う収益の向上等により、地域経済の発展が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔起業・創業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「しごとづくり」として起業・創業の育成と発掘に取り組み、地域に新たな産業と雇用を生み出す必要がある。 ②具体の事業内容 ・起業の際のワンストップ相談支援や起業後のフォローアップ支援を行う。 ・事務所等のワークスペースを安価に提供する。 ・起業する際の初期投資等への支援を行う。 ・地域内の有望な起業家等に対しセミナー等の経営支援を行う。 ③事業効果 新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業〕 ①事業の必要性 地理的条件がハンデとなりにくく、若年層にとって魅力があるとされるIT・ソフトウェア関連企業に対し、雇用や事務所経費等に対する積極的な支援を行い、地域経済の好循環を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、BPOサービス業等に係る雇用や事務所経費等に対する助成を行う。 ③事業効果 IT・ソフトウェア関連産業を支援することにより、企業立地の促進が図られ多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用が増えることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔空き店舗等利活用支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における商店街等の空き店舗が課題となっており、空き店舗の利活用を促進させ、地域商業を活性化させるための対策が必要となっている。 ②具体の事業内容 ・商店街等の空き店舗を利活用する事業に対し支援を行う。 ・自店舗の改装等を行う事業に対し支援を行う。 ③事業効果 空き店舗の利活用が促進されることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔地域商業活性化事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における個人自営業者の高齢化や後継者不足等により、地域商業の衰退が課題となっており、商店街等の賑わいを図るため、魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・商店街等の賑わいを図るため、各種イベント等による魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する。 ・商店街等が管理する街路灯の維持管理等を支援する。 ③事業効果 魅力ある商店街づくり、商業活動が行われることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔中小企業設備導入支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「働く場」である中小企業等の活性化を図るため、設備投資を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 生産性向上を図る中小企業者の設備投資に対して、その経費の一部を補助する。 ③事業効果 中小企業等が活性化することにより、地域の雇用の場の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	情報通信産業 観光 企業誘致	〔中小企業人財育成支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「働く場」である中小企業等の活性化を図るため、従業員に対して行う人財育成事業を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 自社の従業員への人財育成事業を行う中小企業者に対して、その事業経費の一部を補助する。 ③事業効果 中小企業者等が活性化することにより、地域の雇用の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔サテライトオフィス開設支援事業〕 ①事業の必要性 新しい生活様式に必要なテレワークの地域への普及や、県内外からの新たな人の流れを創出するため、施設整備に対する支援が必要である。 ②具体の事業内容 サテライトオフィス等運営事業者が、オフィススペース利用希望者への賃貸を目的にサテライトオフィス施設の整備を行う際、整備に要する費用等の補助を行う。 ③事業効果 サテライトオフィス整備を支援することにより、企業の進出が促進され、雇用の場が増えることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他 基金積立 (11) その他	[サテライトオフィス誘致推進事業] ①事業の必要性 県外の企業の進出を促進し、地域経済の好循環を図るため、サテライトオフィス環境整備等に対する支援が必要である。 ②具体の事業内容 進出企業に、オフィス環境整備や事務所経費等に対する補助を行う。 ③事業効果 雇用の創出及び、地元企業との連携による地域産業の成長や地域の活性化により、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		グリーンツーリズム推進事業	横手市	

(4)産業振興促進事項

産業振興促進区域	市全域
業 種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く）、 情報サービス業等
計 画 期 間	令和３年４月１日～令和８年３月３１日
事 業 の 内 容	（２）及び（３）のとおり

(5)公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

産業振興施設については、地域の産業振興という本来の設置目的を現在も果たしているか再評価を行い、施設の利用状況によっては民間への譲渡や貸付けを検討する。また、老朽化し、利用頻度の低い施設については廃止する。

天下森スキー場は、安全性や利便性、サービスの向上を図るための全体計画を策定しながら、計画的な改修をする。

公共温泉施設については、配置されている地域の地理的条件や近接競合施設の状況、また、施設の老朽度合等も考慮しながら、改めて、その位置付けや方向性等に関し検討する。また、休養施設等については、利用状況や必要性等を総合的に判断して、その方向性を検討する。

4. 地域における情報化

市政に対する更なる市民参画を促進するため、ホームページやコミュニティFM等の多様な媒体を活用し、積極的に市政情報を発信する。

また、地域課題を解決するため、ICTや新たな技術の導入の検討等、市民サービスの満足度の向上を目指す。

(1) 現況と問題点

①情報化の推進

スマートフォンやタブレット端末の普及、インターネットの高速化により、市民生活や企業活動において情報の受信や発信、共有ができ、誰もがデジタル化のメリットを享受できる環境が整いつつある。

その一方で少子高齢化が進み、地域課題が一層多様化していることや、非接触・非対面を積極的に取り入れた新しい生活様式への対応が求められていることから、デジタル技術を積極的に活用して市民サービスの向上を図る必要がある。

また、テレビ難視聴地域や携帯電話等不感地域は各施設整備により解消されており、公共施設等における公衆無線LAN環境についても拡充が図られている。

(2) その対策

①情報化の推進

- 1) デジタル技術の利活用により、多くの住民が幅広い分野で「いつでも」「どこからでも」利便性の高いサービスを享受できるように、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及促進を図る。
- 2) マイナンバーカードを活用した行政サービス提供や公共施設の予約、使用料等のキャッシュレス決済などデジタル化の推進と拡充を図る。
- 3) 高齢者や子育て世代にやさしいデジタル窓口の導入促進を図る。
- 4) 児童・生徒の情報活用能力の育成や、ICTを効率的に活用した「わかりやすく深まる授業」の実現のため、教育ICT環境の充実を図る。
- 5) 市内外企業の多様な働き方を支援するため、ワーケーション等にも活用できるビジネスワーク施設やテレワーク環境等の充実を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「広報・広聴の推進」に対する市民満足度	65.6 点	70.5 点
サブ指標	横手市公式 SNS の登録者数	17,100 件	18,900 件
	増田・山内地区ブロードバンド加入率	43.0%	50.0%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設			
	通信用鉄塔施 設			
	テレビ放送中 継施設			
	有線テレビ ジョン放送施 設			
	告知放送施設			
	防災行政用無 線施設			
	テレビジョン 放送等難視聴 解消のための 施設			
	ブロードバン ド施設			
	その他の情報 化のための施 設			
	その他			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化			

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	デジタル技術 活用			
	その他	ICT活用サービス推進事業 ①事業の必要性 ICTの活用により、行政サービスにおける市民の利便性の向上と新しい生活様式への対応を図るため、地域におけるデジタル化を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 行政手続きのオンライン化やICTを活用した各種行政サービスを実施する。また、地域におけるデジタル環境の整備を実施する。 ③事業効果 ICTの活用により、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	基金積立			
	(3) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

高速通信体系の整備、情報化事業の実施にあたり、地域が必要とするインフラ整備のあり方や公共施設の状況を把握し、各地域の実情に合った施設整備を検討する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

市内8地域は、平成17年の市町村合併前から、経済や文化をはじめ通勤・通学、住民の日常生活において強い結びつきを持ち続けてきた。県南の拠点都市として広域的な交流も活発に展開されており、市民が快適な移動環境の中で豊かな生活を送るため、安全で便利な道路網の整備、生活交通の確保に取り組む。また、AIやIoTを活用した持続可能な公共交通システムの構築についても検討を進める。

(1) 現況と問題点

①市町村道の整備

本市の高速道路網は、東北横断自動車道釜石秋田線が全線開通したことにより、太平洋側と日本海側を結ぶ大きな高速道路ネットワークの中に位置づけられた。秋田自動車道が東北縦貫自動車道、三陸沿岸道路とも結節したことにより、太平洋側との往来が格段に便利になったことと併せ、横手北スマートインターチェンジが開通したことにより、利便性が向上した。さらに、横手ジャンクションを介して東北中央自動車道湯沢横手道路が秋田自動車道と交差し、交通の要衝と呼ぶにふさわしい物流の新たな流れを生み出している。

また、国道13号と国道107号が市内で交差し、国道342号と国道397号が東に走り岩手県南部、宮城県方面とも結ばれており、古くから広域的な交流が行われてきた。地域間を結ぶ県道は、主要地方道10路線、一般県道13路線があり、高速交通道路網へのアクセスや地域間交流等に重要な役割を担っている。

国・県道は、今後とも地域経済や地域振興に大きな影響を与える幹線道路であり、東北中央自動車道の延伸、秋田自動車道及び国道13号の4車線化の整備促進をはじめ、冬期間の通行確保や歩行者の安全確保など、道路整備の促進を関係団体に強く働きかける必要がある。

市民生活に密接に関わる市道は、幹線市道を中心に改良舗装等の整備を計画的に進めてきているが、地区を結ぶ道路や地区内道路については未改良部分も相当数あり、その整備が強く求められている。

各地域の公共施設を結ぶ幹線道路の構築や生活道路の改良、また、歩行者や自転車利用者の安全確保を図るためバリアフリー化や歩車道分離を推進する必要がある。併せて、整備と同様に維持管理も重要な課題となることから、道路や橋梁等の長寿命化を図る必

要がある。

冬期間の交通を確保するため、除雪機械や防雪柵等の整備促進と消融雪施設や流雪施設の適正な維持管理を進める。また一方で、除排雪に対する市民の理解と協力を得ながら、行政と市民が一体となって協働による「雪に強いまちづくり」を目指す必要がある。

②農道、林道の整備

農林道の整備は、地場農林産物の生産活動の強化に欠かせないが、依然として生産基盤全域まで整備されていない現状にある。

生産コストの低減など生産性の向上を図り、農林業基盤の強化や就労環境の改善を行うため、農林道の幹線的路線を整備する必要がある。

③交通確保対策

本市の公共交通機関は、ＪＲ奥羽本線やＪＲ北上線、生活路線バス、デマンド交通のほか、一部区間で運行している乗合タクシーや自家用有償旅客運送等があり、地域住民の日常の交通手段として利用されている。

鉄道については、ＪＲ北上線がＪＲ東日本管内における利用客の少ない路線の一つとなっており、路線維持のため利用促進に力を入れる必要がある。また、東北エリアの交通網の多重化を図るため必要不可欠な社会基盤として奥羽・羽越新幹線の整備促進に向けた運動を展開していく必要がある。

生活路線バスについては、地域住民にとって不可欠な交通機関でありながら、利用者の減少等により不採算バス路線の減便が増加するなどの状況が続いており、公共交通の利用が不便なエリアの拡大防止に努める必要がある。

（２）その対策

①市町村道の整備

- 1) 本市は、県内でも有数の交通の要衝になっており、恵まれた高速交通ネットワークを有効活用するため、アクセス道路の整備促進に努めながら、秋田自動車道の全線４車線化と東北中央自動車道の雄勝こまちインターチェンジ以南の早期完成を関係機関に働きかける。

- 2) 近隣市町村との交流や地域連携を図るため、国道13号、国道107号や主要地方道などの整備促進を国や県に働きかける。
- 3) 各地域庁舎をはじめとする主要な公共施設や都市機能に対する利便性向上のために、国道や県道への接続を考慮しながら、都市計画道路や主要な市道の整備を計画的に実施する。
- 4) 住民が日常的に利用する生活道路については、利便性に加え歩行者や自転車利用者にとって安全快適に通行できるよう改良・舗装等を積極的に行い、歩行者空間のバリアフリー化や歩車道分離を推進する。
- 5) 道路や道路側溝、道路橋等の社会資本の長寿命化を図るとともに、案内標識や道路照明灯等道路施設については、倒壊等による事故を防止するため、点検や診断、補修・補強を行う。
- 6) 消融雪施設や流雪施設の適正な維持管理に努めるとともに、設置条件が整った箇所については整備を行う。
- 7) 降雪情報に合わせた除雪・排雪作業を進めるため、各除雪ステーションの連携強化と計画的な除雪機械や格納庫の整備を進め、除雪オペレーター等の技術向上を図りながら、効率的な道路除雪を推進する。
- 8) 吹雪による吹き溜まりが常習的に発生する路線においては防雪柵を設置し、通行の確保を図る。

②農道、林道の整備

- 1) 本市の基幹産業である農業の効率的生産と生産交通確保のため、農業基盤に沿った農道の整備に努める。
- 2) 水源の確保、国土保全に通じる森林資源管理と林業の生産性の向上を図るため、作業の機械化や効率アップにつながる林道の路網整備を進める。

③交通確保対策

- 1) 鉄道については、北上線の利用促進並びに奥羽・羽越新幹線の整備実現に向け、関係団体と連携した運動を展開していく。
- 2) 路線バスについては、既存の路線の確保維持を図るとともに、交通環境の変化に伴う利用者ニーズの把握に努め、地域の実情に即した運行形態を検討する。
- 3) 高齢者等の交通弱者対策として、路線バス網の間を面的にカバーする横手デマンド

交通や横手市循環バスの運行により一定の利便性を確保しつつ、新たな公共交通の取組として自家用有償旅客運送等を実施し、持続可能な公共交通システムの構築を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「市の雪対策（道路除排雪事業）」に対する市民満足度	60.5 点	65.3 点
	「道路網の整備」に対する市民満足度	63.5 点	68.4 点
	「公共交通機関の利便性の向上」に対する市民満足度	59.6 点	64.5 点
サブ指標	道路除雪に関する早朝出勤日あたりの苦情件数	6.83 件	0 件
	除雪活動団体数（補助金交付団体数）	300 団体	300 団体
	横手インターチェンジ及び横手北スマートインターチェンジの1日あたりの平均利用台数	6,280 台	6,470 台
	民間路線バスの年間利用者数	492,418 人	436,100 人
	代替交通利用者数	9,036 人	8,900 人
	循環バスの年間利用人数	43,711 人	43,700 人
	デマンド交通の年間利用人数	39,740 人	39,700 人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路			
	道路	静町西4号線(道路改良) L=200m、W=6.0m	横手市	
		明永中4号線(道路改良) L=200m、W=6.0m	横手市	
		福嶋西線(道路改良) L=1,200m、W=6.0m	横手市	
		新関中央線(改良舗装) L=250m、W=6.0m	横手市	
		伊勢堂西南線(道路改良) L=360m、W=7.0m	横手市	
		下高口上田村線(道路改良) L=750m、W=6.5m	横手市	
		田ノ植野田線(道路改良) L=840m、W=7.0m	横手市	
		田ノ上石塚線(道路改良) L=610m、W=6.0m	横手市	
		旭町中島線(道路改良) L=200m、W=6.0m	横手市	
		沼田真角線(道路改良) L=390m、W=7.0m	横手市	
		寄木中房線(道路改良) L=650m、W=7.0m	横手市	
		タモノ木夏見沢線(道路改良) L=450m、W=6.0m	横手市	
		上野久保線(改良舗装) L=250m、W=6.0m	横手市	
		梨木古内線(道路改良) L=520m、W=13.2m	横手市	
		貝沢松沢線(道路改良) L=500m、W=6.0m	横手市	
		土渕線(道路改良) L=100m、W=6.0m	横手市	
		八柏北線(道路改良) L=750m、W=6.0m	横手市	
		町田昼川線(道路改良) L=330m、W=8.5m	横手市	
		田屋本線・田屋学校通線(道路改良) L=330m、W=5.5m	横手市	
	橋りょう	<u>仁井田古内線(道路改良)</u> <u>L=200m、W=8.5m</u>	<u>横手市</u>	
		<u>黒川田ノ植線(道路改良)</u> <u>L=744m、W=9.0m</u>	<u>横手市</u>	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名) その他	事業内容	事業主体	備考
	(2) 農道 (3) 林道 (4) 漁港関連道 (5) 鉄道施設等 鉄道施設 鉄道車両 軌道施設 軌道車両 その他 (6) 自動車等 自動車			
		睦合造山線 (防雪柵設置) L=2,676m	横手市	
		月山西十文字線 (流雪溝井戸更新) 井戸深さ80m、井戸径300mm、ポンプ整備	横手市	
		下今泉下村線 (流雪溝井戸更新) 井戸深さ60m、井戸径300mm、ポンプ整備	横手市	
		十文字東町通り線 (流雪溝井戸更新) 井戸深さ85m、井戸径300mm、ポンプ整備	横手市	
		沖田下村線 (流雪溝井戸更新) 井戸深さ70m、井戸径300mm、ポンプ整備	横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	雪上車			
	(7) 渡船施設			
	渡船			
	係留施設			
	(8) 道路整備機械等			
	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業	除雪機械整備事業	横手市	
		除雪機械格納庫整備事業	横手市	
	公共交通			
		〔地域公共交通活性化事業〕 ①事業の必要性 過疎化によって路線バスの利用者が減少し、不採算バス路線の減便が顕著となり、また、そもそも高齢者等にとっては公共交通の発着点である駅やバス停までの移動にも難儀するなどの現状があり、買い物や通院といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。 ②具体の事業内容 交通空白地帯の解消と住民の足の確保のため、過疎地域に適したデマンド交通や循環バスなどの効率的な交通施策を実施する。 ③事業効果 住民の日常的な移動に係る交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	地域公共交通活性化協議会、横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔代替運行事業〕 ①事業の必要性 過疎化によって路線バスの利用者が減少し、不採算バス路線の減便が顕著となり、また、そもそも高齢者等にとっては公共交通の発着点である駅やバス停までの移動にも難儀するなどの現状があり、買い物や通院といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。 ②具体の事業内容 交通空白地帯の解消と住民の足の確保のため、過疎地域に適した乗合タクシーや自家用有償運送など効果的な形で廃止路線の代替運行を行う。 ③事業効果 住民の日常的な移動に係る交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	交通施設維持	〔道路メンテナンス補助事業(橋りょう維持)〕 ①事業の必要性 橋梁は、住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な修繕等の円滑な政策転換を図りながら維持修繕を行う。 ③事業効果 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの削減と橋梁の長寿命化を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔道路施設点検事業〕 ①事業の必要性 横手市が管理している道路施設について、老朽化等による落下や倒壊・崩落などによる事故を未然に防止するため、点検を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 トンネルや道路案内標識、道路照明灯等について点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。 ③事業効果 損傷・劣化等を把握することにより、安全な道路交通を確保することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	〔林道点検診断保全整備事業〕 ①事業の必要性 市内林道での事故を未然に防止するため、 点検診断を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 市内林道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。 ③事業効果 林道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	基金積立			
	(10) その他			
		町内会等除雪活動費補助事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

道路施設については、定期点検要領に基づく施設の維持・更新を行い、橋梁については、橋梁長寿命化計画に基づき、適正な維持管理・更新を行う。また、施設の重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を目指すとともに、周辺環境の変化を見据え、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の質的向上、統合、縮小、廃止・撤去等を含めた検討を進める。

河川施設については、長寿命化計画等の施設の維持・更新に関する計画を策定し、計画的な施設の整備・管理を行う。

6. 生活環境の整備

安全で安心な生活環境と、豊かな自然や美しい景観の保全を図り、住みよいまちづくりを目指す。

日常生活に不可欠な上下水道や住環境等の生活基盤の維持管理により市民の快適な暮らしを支えるとともに、地震や風水害による自然災害への対策の充実や日常的に起こりうる火災や事故等の被害を最小限とするため、消防防災・救急施設や設備等の整備も計画的に実施する。

また、ごみの適正処理や発生抑制、リサイクル活動の推進等を通じた資源循環型社会の形成と、省エネルギーへの意識啓発を強化し、循環型社会の構築を推進する。

(1) 現況と問題点

①水道、下水処理施設等の整備

1) 上水道

安全で快適な市民生活を確保するためには、ライフラインである良質な水道水の安定供給が欠かせないことから、これまでも、上水道の整備を継続して行ってきた。

しかしながら、一部に未給水地域が依然として存在するほか、旧簡易水道施設の統廃合、浄水施設や管路の老朽化など課題も多く残っており、その対策が急がれるところである。

2) 下水道

市民の快適な生活の確保と河川等の水質環境を保全するため、公共下水道、農業集落排水並びに合併処理浄化槽については、引き続き未普及地域への整備が必要である。

また、公共下水道や農業集落排水の供用開始区域における、未接続世帯への水洗化への取組が課題となっている。

3) 廃棄物処理対策

地域の環境保全のためには、資源の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型を背景とするライフスタイルから、環境負荷を低減するための循環型社会の形成に向けた一層の取組が必要とされる。

このような中、市では、平成28年に新たなごみ処理施設が稼働し、ごみの分別方法

の統一が図られた。今後、更なる循環型社会の形成のために、リサイクルの推進やごみの減量化、生ごみの堆肥化などの3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動など、市民や事業者、行政が連携した対策が必要である。

また、廃棄物の不法投棄や分別不良などの問題が後を絶たず、引き続きその対策を継続していかなければならない。

し尿処理施設については、その老朽化に伴い、効率的な処理を行うための対策や、最終処分場の新たな候補地の確保など、将来を見据えて検討しておかなければならない課題が山積している。

当面は、現在使用している、し尿処理施設と最終処分場の長寿命化を図ることとし、今後の施設のあり方を総合的に判断する必要がある。

4) 住環境の整備

公営住宅は、低所得者層の住宅確保対策を主とし、全ての市民が安心して暮らせるよう良好な住環境を提供するものであるが、住宅の老朽化や生活様式の変化に対応するため、適切な維持補修による長寿命化やバリアフリー化など計画的な改修を実施する必要がある。

このようなことから、今後の住環境の整備や支援としては、公営住宅による従来の低所得者対策としての側面と、雪対策など自然環境との共生を進めながら本市に住む価値をもち、住みたいと思う魅力ある定住環境対策としての側面をあわせ持ちながら、計画的に進めていく必要がある。

また、老朽化等により有効活用が困難となっている公共施設等については、市民の安全安心な生活環境の確保とよりよい景観保全のための取組を進める必要がある。

②消防・救急施設の整備等

市民が安全安心に暮らせる地域社会の形成には、消防防災体制の充実が必要不可欠である。そのため、消防ポンプや防火貯水槽、消火栓等の消防設備の計画的な整備や避難路と避難場所の常時確保等、計画的な環境整備に努めている。また、地域消防を支える消防団員の確保や消防団の技術力向上と活動の活性化を進め、自主防災組織の育成や救急体制の強化など、継続的な取組を行っている。

しかしながら、火災のほか、集中豪雨による浸水被害、また豪雪や融雪がもたらす広範な災害等が引き続き起きている状況にある。

また、高齢化による高齢者世帯の増加や核家族化の進行に伴い、消防団員の確保や自主防災組織の形成が年を追うごとに困難さを増していることに加え、地域ネットワークの希薄化も進み、地域の防災力が低下している現状にある。

こうした社会的背景の中、消防・救急体制の一層の充実、大規模災害に備えた避難路の整備、避難場所や防災備蓄の確保など、早期にクリアしなければならない多くの課題を抱えている。

（２）その対策

①水道、下水処理施設等の整備

１）上水道

市民の快適な生活を支えるため、平成２９年度に策定した「横手市水道事業計画」に基づき、老朽管の早期の更新、基幹管路の耐震化、浄配水施設の統廃合及び配水管の新規布設などにより、上水道の整備を図るとともに、計画性のある施設等の更新と維持管理を実施し、安全で良質な水の安定供給と未給水地域の解消に努める。

２）下水道

快適で衛生的な生活環境と公共水域の水質保全の観点から、横手市生活排水処理構想に基づき、地域の特性に合わせて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による污水处理施設の整備を進めるとともに、効率的な改築・更新や運営管理を実施しながら、加入促進の啓発活動を推進する。

３）廃棄物処理対策

ア 資源循環型のまちづくり

分別収集によるリサイクル活動の推進、コンポスト・生ごみ処理機の購入補助、大雄堆肥センターでの生ごみ堆肥化に対する活動支援、奨励金制度を活用した集団資源回収活動の推奨などにより、資源循環型社会の形成を図る。

イ ごみ発生・排出抑制の推進

ごみになりにくい商品の普及やマイバック持参運動など、行政と市民や事業所の協働による廃棄物の減量化、再資源化を推進する。

ウ 効率的な廃棄物処理施設の整備

横手市一般廃棄物処理基本計画に基づき環境負荷の低減に配慮し、当面はし尿処

理施設及び最終処分場の長寿命化と適正な運用に努めるとともに、し尿等の処理については下水道への投入を検討する。

エ ごみ減量への意識啓発

市報やホームページ、SNS等を利用した情報提供や、出前講座等を通じた環境教育に取り組み、ごみの減量化・再生利用・分別などの意識啓発活動に積極的に取り組む。

オ 環境保護の推進

行政と市民、事業者の協働による環境保全活動の推進と、違法な野外焼却や不法投棄等の未然防止と早期発見のため監視・指導体制の強化をすることにより環境保護を進め、豊かな自然と美しいまち並みの次世代への継承を目指す。

4) 住環境の整備

ア 公営住宅の整備と適切な維持管理

指定管理者との協働による公営住宅等の適切な管理運営と、横手市営住宅等長寿命化計画に基づき老朽化した公営住宅の用途廃止や計画的に統合や再配置等を進める。また、生活様式の変化や福祉的な配慮に対応した改善なども考慮しながら適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。

イ 安全で快適な住環境対策

安全で快適な住宅と良好な住環境を整備するため、雪国に対応した住宅の改修と木造住宅の耐震診断・改修等の普及を促進する。

ウ その他

市民の安全安心な生活を守り、良好な住環境と景観の保全を図るため、老朽化し、使用されていない公共施設等の解体撤去を推進する。

②消防・救急施設の整備等

1) 消防体制の充実

消防ポンプや防火貯水槽並びに消火栓などの整備、地域消防団の活性化とその機能の強化、自主防災組織の組織率向上等による体制強化や施設設備の充実及び救急・救命体制の充実等により災害に強いまちづくりを推進する。

2) 防災体制の充実

本市の地域防災計画に基づき、非常時における拠点の整備、避難路及び避難場所の確保や要援護者への支援、建物の耐震化、雪害防止のための人的防災ネットワークの整備、道路等の雪対策並びに関係機関、団体との連携による水防組織の充実を図り、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指す。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「上水道の整備」に対する市民満足度	68.0 点	72.8 点
	「下水道等の整備」に対する市民満足度	65.6 点	70.4 点
	「環境保全政策の充実」に対する市民満足度	71.4 点	76.1 点
	「自然・歴史的環境の保全と活用」に対する市民満足度	65.6 点	70.5 点
	「消防・防災体制の充実」に対する市民満足度	70.4 点	75.2 点
サブ指標	水道水がおいしく飲める水質の達成率	80.3%	92.0%
	下水道水洗化率	81.6%	88.0%
	水洗化人口	56,885 人	60,064 人
	ごみの総排出量	31,169t (H30 年)	26,331t
	市民 1 人/1 日あたりのごみの排出量	953g/人・日 (H30 年)	890g/人・日
	ごみの資源化率	20.8% (H30 年)	24.0%
	耐震性貯水槽の設置数（累計）	93 か所	112 か所
	普通救命講習の修了者養成数（累計）	45,431 人	58,000 人
	墓地整備率	85.9%	87.0%

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道			
	簡易水道	旧簡易水道施設等整備事業 (増田・平鹿・雄物川・大森・十文字・山内地域)	横手市	
	その他			
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道			
		公共下水道事業(横手、増田、平鹿、雄物川、十文字、山内、大雄地域)	横手市	
	農村集落排水施設	流域下水道事業	秋田県	
		農業集落排水施設整備事業 (大森地域)	横手市	
	地域し尿処理施設			
	その他			
		浄化槽設置整備事業	実施者	
	(3) 廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設			
	し尿処理施設	南東地区最終処分場長寿命化事業	横手市	
	その他	衛生センター統合事業	横手市	
	(4) 火葬場			

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(5) 消防施設	西部斎場整備事業	横手市	
		消防施設等整備事業(非常備)	横手市	
	(6) 公営住宅	消防施設等整備事業(常備)	横手市	
		公営住宅整備事業	横手市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	生活			
	環境			
		〔斎場施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 斎場は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、今後の火葬等の需要に対応するためには、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 斎場の維持補修計画を策定し、計画的にその維持・修繕を行う。 ③事業効果 斎場の劣化等を把握することによる費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	危険施設撤去	〔衛生センター長寿命化事業〕 ①事業の必要性 し尿処理施設「横手衛生センター」は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 横手衛生センターの精密機能検査を行い、現状、設備耐用度を把握し、施設の改善点等を検証し、計画的に施設の整備・改修工事を実施する。 ③事業効果 横手衛生センターの計画的な整備、改修により費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔公共施設等解体事業〕 ①事業の必要性 老朽化に伴う公共施設の統廃合などにより、未利用の公共施設が増加している。倒壊等を未然に防止し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、未利用公共施設を適正に管理する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去する。 ③事業効果 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	防災・防犯 その他 基金積立	〔特定空家等対策事業〕 ①事業の必要性 空き家等の建物や空き地の増加は、少子高齢化や人口減少が顕著な当市の現状を反映し、加速化する過疎による地域衰退が目に見えて明らかとなっている。そのため、空き家等の予防、適正管理、利活用を中心に施策を進めて、これ以上空き家等や空き地を増やさないことを目標にしている。また、老朽化し公共の危険性のある空き家等の建物については、防災、衛生、景観等で問題があることから、解体撤去等を中心とした地域住民の安全安心な生活を守るための施策の実施が必要である。 ②具体の事業内容 空き家等の増加を抑制するため、所有者等への意識の啓発、ワンストップ総合相談窓口の設置、空き家バンクの充実、空き家等の利活用等の施策を促進するとともに、老朽化して危険な空き家等の解体撤去を実施する施策を効果的に実施する。 ③事業効果 空き家等や空き地が減少することで、住生活環境が良好になり、将来にわたる地域住民による地域活性化の意識啓発や意欲増進につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	(8) その他	〔公共施設等総合管理推進基金積立事業〕 ①事業の必要性 市民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる環境の実現のため、横手市財産経営推進計画に基づき、老朽化した施設を解体する必要がある。 ②具体の事業内容 公共施設等の除却等に要する財源を基金として積み立てる。 ③事業効果 老朽化した公共施設の解体撤去等により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	効果は一過性でなく、将来に及ぶ

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		休廃止鉱山坑廃水処理事業	横手市	
		急傾斜地崩壊対策事業	秋田県	
		市街地再開発対策費	再開発組合	
		都市再生整備事業	横手市	
		雪国よこて安全安心住宅普及促進事業	横手市	
		木造住宅耐震改修等事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

水道、下水処理施設等については、経営の健全化を図りながら、計画的な施設の整備、更新及び維持管理を行う。

し尿処理施設については、生活排水処理率の向上や処理状況、周辺環境の変化等に応じて、広域処理等も含めた施設のあり方や処理方法を検討する。

斎場については、老朽化が進んでいる西部斎場の建て替えを検討する。

消防施設については、市民の安全・安心な暮らしを守る重要な機能を持つ施設として長寿命化を図る。なお、各地域の消防ポンプ小屋等については、消防団の再編計画や施設改修計画による適正配置・建て替えを進める。

公営住宅については、市の総合的な住環境整備の見地から公営住宅の役割を明確化するとともに、人口や入居者の減少等を踏まえ、老朽化した公営住宅の廃止等による保有総数の縮減を図る。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

人口減少と少子高齢化が進行する中でも、伸び伸び子育てできる環境と、全ての市民が健康に暮らせるまちづくりの推進を目指す。

子どもの健やかな成長と子育てしやすい環境を整備するため、保育所や児童館の計画的な改修と整備を推進し、多様な子育て環境に適応する支援策の充実を図る。

また、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加傾向にある中、介護・福祉サービスの充実や相談体制の充実、日常生活の支援、介護予防等を推進し、全ての高齢者が安心して暮らせる施策を推進する。

(1) 現況と問題点

①児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

1) 児童福祉

本市の年少人口（0歳から14歳）は、昭和60年には23,812人、平成7年には17,857人、平成12年には15,033人、平成17年には12,822人、平成22年には11,371人、平成27年には9,805人となっており、30年間で58.8%も激減している。

この少子化の状況は、将来にわたる発展のためには克服すべき重要な課題となっており、その課題克服のためには安心して子どもを生み育てられる環境づくりが強く求められている。

本市では公立保育所が3施設、私立保育所等が32施設あり、少子化による一部定員割れや施設の老朽化等が目立ち、統合や公立保育所の民営化等を含めた施設整備の必要が求められている。

少子化と低年齢児の保育所入所の増加によって、子育て支援センターの利用者数が減少しており、地域により利用者数の偏りがみられる現状がある。

2) 障がい者福祉

本市の身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数は減少しているものの、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と自立支援医療の受給者数は増加の傾向にある。

多様な障がい特性に応じたきめ細やかな相談体制の充実と、適正な障がい福祉サービスの提供が求められており、特に、親亡き後を見据えて、障がい者の自立と社会参

加を促進するため、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境の整備が必要とされている。

また、障がいに対する一層の理解や合理的配慮の提供が求められている。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

本市の65歳以上の高齢者数は、平成17年には30,489人で高齢化率が29.4%であったが、平成28年度には32,790人で35.1%、令和2年度には33,728人で38.4%と増加を続けており、令和5年度には高齢化率が40%を超え、その後も更なる増加が予想される。また、少子化や核家族化の影響で一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加しており、家族による介護が期待できない世帯が増えている。このように本格的な長寿社会を迎えている本市においては、高齢者に対する福祉向上の対策がなお一層求められている。

本市では公立の高齢者福祉施設等として特別養護老人ホーム白寿園、養護老人ホームひらか荘、介護老人保健施設老健おおもりを運営しており、民間の施設と共に入所対象者の受け入れをしているが、増加する需要に対応していく必要がある。

また、高齢者が生きがいをもって暮らし、自立できる環境づくりのためにシルバー人材センターの活用促進などに取り組んでいる。今後はさまざまな生きがいづくり活動に対応する対策も必要となる。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い高齢者のニーズの多様化も予想されることから、市民と行政が一体となって総合的に取り組む必要がある。

(2) その対策

①児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

1) 児童福祉

ア 少子化の進行とライフスタイルの変化など、児童を取り巻く環境が大きく変化している中、子どもを安心して生み育てられ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努める。

イ 地域の将来を担う子どもたちを、家庭・学校・地域が一体で育成するための意識啓発に努める。

ウ 教育・保育施設の整備を計画的に進めるとともに、乳児保育、延長保育など多様なニーズに対応した保育サービスの充実に努め、仕事と育児を両立できる環境

づくりを進める。

エ 切れ目のない支援体制をつくるため子育て応援窓口を設置し、保健・福祉・医療それぞれの施策の連携を推進している。

オ 子育て支援センターを拠点として、子育てに関する情報提供を行うとともに、保育・健康面の各種相談・指導体制の充実を図る。また、子育て支援センターの再編等も視野に入れ、より効率的で充実した取組を推進する。

カ 園児の通園環境整備のために計画的に送迎バスの導入を行う。

キ 保護者の就労支援のため、今後の学童保育のニーズを適切に把握し、既存施設の維持管理及び老朽化対策、必要に応じた新規施設の整備等を推進する。

ク 出生数の増加を図るため、未婚者へ出会いの機会を創出する少子化対策事業を推進する。

2) 障がい者福祉

ア 多様な課題に対応できる相談の場の確保や相談支援事業所の対応力の向上など、相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の就労の場の確保や定着支援など、生活の自立に向けた支援を行う。特に障がい児においては、成長に応じて一貫した療育サービスを受けられるよう障がい児支援サービスの充実を図る。

イ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームなどの施設や必要な訓練と支援を提供するサービス事業所を計画的に整備する。

ウ 教育や文化、芸術、スポーツ等の活動への参加の機会を提供し、障がい者の社会参加と地域での障がいや障がい特性への理解を促進する。

②高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

1) 高齢者にやさしいユニバーサルデザイン*による暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、住まいの安全性と快適性を高めるための支援に努める。

※ユニバーサルデザインとは、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設・製品・情報をデザインすること

2) 高齢者が元気で健康な状態を長く保つために、運動を中心とした生涯にわたる健康づくりと介護予防を推進する。

3) 支援を必要とする高齢者には、在宅や地域で支えることを中心に、介護保険制度など総合的・効果的なサービスの提供に努め、医療機関と連携した包括的な在宅ケアの

仕組みづくりを図る。

- 4) 多様な高齢者福祉のニーズに対処するため、社会福祉法人やNPO組織等民間事業者との連携を積極的に進める。
- 5) 要介護状態になっても住みなれた地域で生活できるように、地域に密着したサービス拠点の整備を行う。
- 6) 冬期間や通院時など移動に不安のある高齢者が、安心して生活できる環境整備を行う。
- 7) 高齢者の健康増進を目的として、入浴サービス及びはり・きゅう・マッサージ助成等を行う。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「児童福祉（子育て支援）の充実」に対する市民満足度	68.8 点	73.6 点
	「高齢者福祉の充実」に対する市民満足度	65.8 点	70.6 点
	「障がい者（児）福祉の充実」に対する市民満足度	67.1 点	72.0 点
サブ指標	保育所充足率	100%	100%
	子育て支援拠点施設の年間利用回数	5.2 回	6.4 回
	乳幼児健康診査受診率	97.5%	100%
	在宅での生活が可能な高齢者の割合	82.9%	90.2%
	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）（地域で支える人材の育成）	10,814 人	14,300 人
	障がい者（児）の一般就労移行者数	10 件	10 件

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設			
		保育所		
		保育所整備助成事業（横手マリア園）	横手市	
		保育所整備助成事業（アソカ保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（白梅保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（旭保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（金沢保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（樽見内保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（吉田保育所）	横手市	
		保育所整備助成事業（沼館保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（十文字保育園）	横手市	
		保育所整備助成事業（三重保育所）	横手市	
	児童館			
	障害児入所施設			
	(2) 認定こども園			
	(3) 高齢者福祉施設			
		高齢者生活福祉センター		
	老人ホーム			
		養護老人ホーム整備助成事業	横手市	
	老人福祉センター			
	その他			

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(4) 介護老人保健施設			
	(5) 障害者福祉施設			
		障害者支援施設		
	地域活動支援センター			
	福祉ホーム			
	その他			
	(6) 母子福祉施設			
	(7) 市町村保健センター及び <u>こども家庭センター</u>			
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉			
		〔小児予防接種電子化事業〕 ①事業の必要性 少子化対策として、妊娠～子育てまで切れ目のない支援体制を構築する必要がある。 ②具体の事業内容 母子健康手帳・予防接種予診票を電子化することで、簡単・安全な小児予防接種を実現する。 ③事業効果 アプリの活用により、安心して子どもを産み育てられる体制を構築し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉			
	健康づくり	〔オンライン介護予防システム構築事業〕 ①事業の必要性 高齢社会に対応するため、高齢者の健康促進を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 スマホアプリを活用し、在宅高齢者が健康促進やコミュニティ形成等に取り組める仕掛けづくりを行い、高齢者の自助力を高めるとともに、地域の共助体制を構築する。 ③事業効果 アプリの活用により、健康寿命の延伸や支えあい体制の構築、高齢者の在宅生活に寄与し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	その他			
	基金積立			
	(9) その他			
		緊急通報体制整備事業	横手市	
		ふれあい安心電話事業	横手市	
		健康づくり入浴サービス事業	横手市	
		はり・きゅう・マッサージ助成事業	横手市	
		雪下ろし雪寄せ支援事業	横手市	
		移送サービス事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

介護保険施設等については、民間による同種のサービスが提供されていることから、民間との適切な役割分担を図りながら、横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画や需要動向等を踏まえ、今後の在り方を検討する。

その他の高齢福祉施設については、効果的で効率的な施設運営を行いつつ、同種機能を有する他地域の施設との機能統合や機能移転等を検討し、総量の圧縮を図る。いずれも施設利用者に対する必要な支援やニーズに配慮しながら、施設の長寿命化を含めた老朽化対策を推進するとともに、運営手法については、指定管理者制度や譲渡等、民間活力の導入を継続して検討する。

また、母子生活支援施設については、市内だけでなく県南地域の主要施設であることを踏まえ、利用者に対する必要な支援やニーズに配慮しながら、施設の長寿命化等の老朽化対策を進めるとともに、運営面における民間活力の導入を検討する。

教育・保育施設は、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応する必要があり、横手市教育・保育施設整備計画及び横手市公立保育所民営化計画に基づき、全公立保育所の施設譲渡及び私立保育所との実質的な統合等による民営化を推進する。なお、閉所した保育所については、民間等への譲渡や貸付けを検討し、需要が無い場合は廃止、解体する。

学童保育施設や幼児・児童施設については、将来ニーズを把握しながら、施設の長寿命化を図る。

8. 医療の確保

市立横手病院と市立大森病院を中心に、中核医療施設である平鹿総合病院や地域の医療機関との連携を強化し、市民がいつでも必要なときに医療が受けられ、幅広い医療ニーズに対応できるよう高度・特殊医療や救急医療体制の充実を図る。

また、体のケアから心のケアまで一貫した医療サービスが提供できる体制の整備を図るとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用した診療などの導入により、より満足度の高い地域医療の確立を目指す。

さらに、恒常的な医師不足（医師少数区域）であるため、実質的な医師不足解消に向け、地域医療を支える人材の育成・確保対策に努める。

（１）現況と問題点

①無医地区対策

本市において、おおむね４kmの区域内に５０人以上が居住している地区で容易に医療機関を利用することができない無医地区は、交通条件に恵まれていない山間部にあるため、へき地診療所を設置し、へき地医療支援機構（平鹿総合病院内）でその地区住民の診療を行っている。当該診療所における診療科目は内科であり、受診者は車の運転ができない高齢者がほとんどである。

②その他の医療の確保対策

１）保健予防対策

少子高齢社会の進展に伴い、核家族化を含む家族構成や生活様式並びに価値観が多様化する中で、健康管理の重要性が一層高まり、健康づくり、健康活動に対するニーズもライフステージに合わせ多様化してきている。

本市における死亡原因は、悪性新生物（がん）や心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の割合が高く、食生活の変化や運動不足等が要因と考えられる。これらの生活習慣病は、若年層への広がり懸念されており、若い時期から健康について自己管理意識を持つことが大切である。

このため、一人ひとりが心身ともに健康で生き生きと安心して暮らすことができるよう、乳幼児から高齢者まで地域全体で支えあう体制（地域ケア体制）を築き上げ、総合的なサービスの提供が必要である。

健康づくりのためには、健康維持の取組とともに、疾病の予防、早期発見、治療、リハビリテーションを包括した保健医療システムは欠くことのできないものであり、更なる保健・医療の総合的かつ一体的な連携を図る必要がある。

また、少子高齢化が深刻な問題である本市においては、住み慣れた地域の中で健康で安心した生活を営むことができるよう、保健・福祉・医療が連携した総合的かつ継続的なサービス提供が必要である。

2) 医療体制の充実

人口減少と超高齢社会における医療提供体制の構築が大きな課題となっている中で、医師をはじめとした医療従事者の不足や診療報酬改定に伴う影響などにより医療環境は厳しい状況にある。

一方、市民の医療ニーズは、ますます高度化・複雑化の傾向にあり、子どもから高齢者まで、誰もが安心して良質な医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備充実が求められている。

救急医療体制については、急病救急の場合に、いつでもどこでも適切な医療がより早く受けられ、誰もが安心して日常生活を送られるよう、休日・夜間診療体制の一層の充実が求められている。

また、疾病構造の変化や医療領域の拡大などに対応するため、医療機関の連携強化や機能分担を図る必要がある。

さらに、医療体制の充実と合わせて、各種健康診断や疾病予防、医療相談などの公衆衛生も含めた保健・福祉・医療の総合的かつ一体的な連携が一層重要となっている。また、超高齢社会が進む中、寝たきり高齢者及び難病患者などに充実した医療サービスを提供するため、地域の関係機関が連携し、より良い在宅医療を行うための環境整備が求められている。

(2) その対策

①無医地区対策

無医地区のへき地診療所の診療を行っている「へき地医療支援機構」と連携を密にして、へき地診療所の診療施設環境の整備を行うとともに、無医地区では救急医療が重要であることから、救急搬送体制の確保と道路交通網の整備を図る。

また、保健師の保健活動等により、無医地区における医療体制をサポートする。

②その他の医療の確保対策

1) 保健予防対策

ア 健康づくり対策の推進

- ・健康管理の必要性の高まりから、健康に対する自己管理意識の啓発と合わせて、予防接種や健康診断、健康相談による病気の早期発見や生活習慣の見直しなど、保健活動の一層の充実に努める。
- ・市民が主体となった健康保持増進を支援するための環境の整備、組織の育成など支援体制の充実を図る。
- ・市民の健康づくりをサポートし、地域と密着した市民の健康管理の拠点となる施設の整備を図る。

イ 保健・福祉・医療の連携したサービスの提供

- ・安全で快適な市民生活の確保のため、保健・福祉・医療が連携した総合的かつ一体的なサービスの提供を推進する。
- ・地域間の連携を強化し、身近な生活地域から広域的な生活圏域に至る保健サービスの提供を推進する。
- ・情報通信技術（ＩＣＴ）等を活用した診療などによる地域医療の確保に努め、少子高齢社会に対応する諸施策を進め、地域全体で支え合う地域ケア体制の充実を図る。

2) 医療体制の充実

- ・市民が必要に応じて適切な医療が受けられるよう、医療機関の整備支援と地域医療体制の整備充実に努める。
- ・幅広い医療ニーズに対応できるよう、医師などの医療従事者の確保に努め、医療機関の連携強化と機能分担などによる高度・特殊医療や救急医療体制の一層の充実を図る。
- ・平鹿総合病院及び市立横手病院、市立大森病院を中心に各種医療機関と保健・福祉の連携を強化し、疾病予防・医療・介護・在宅ケア・健康づくり・生きがいづくり等、体のケアから心のケアまで一貫したサービスを提供する総合的かつ一体的な体制整備に努める。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「保健活動・健康づくりの推進」に対する 市民満足度	68.8 点	73.6 点
サブ指標	休日又は夜間における二次医療の受入実施率	96.5%	100.0%
	1 日あたりの従事医師率	109.8%	100.0%
	普通救命講習の修了者養成数	45,431 人	58,000 人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院			
	診療所			
	患者輸送車 (艇)			
	その他			
	(2) 特定診療科に係 る診療施設			
	病院			
	診療所			
	巡回診療車 (船)			
	その他			
	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	自治体病院			
	民間病院			
	その他			

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (4) その他	〔救急救命士養成事業〕 ①事業の必要性 無医地区や過疎地域では医療機関が遠距離であることから、市民の命を守る救急業務の高度化を図るため、救急救命士の確保により地域医療の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 計画的に順次、消防職員を救急救命研修所等に入校させ、救急救命士を養成する。 ③事業効果 救急救命士の確保により、救急医療で救命率が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔病院群輪番制運営事業〕 ①事業の必要性 休日・夜間における重症救急患者の入院治療等を実施するためには、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院の3病院が連携し輪番制方式による体制を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 休日・夜間における重症救急患者の二次救急医療確保のため、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院が輪番制による救急医療が実施できるよう必要な財政支援を行う。 ③事業効果 休日・夜間における病院群輪番制当番病院の負担軽減を図り、二次救急医療体制(24時間体制)を確保することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

診療所等の地域医療施設については、既存施設を利用して機能維持を図る。また、利用実態、交通アクセス、民間も含めた周辺施設の状況、地域の実情等を考慮し、老朽化した施設については、他施設への機能移転の可能性を検討する。

保健施設については、同種機能を有する施設との機能統合や機能移転等を検討しつつ、施設の長寿命化を図り、効果的かつ効率的な施設運営を図る。

9. 教育の振興

児童生徒の横手を愛する心と生きる力を育むため、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細やかで質の高い教育環境の計画的な整備を図る。

また、地域の自然や景観、歴史文化等の地域資源を活用する生涯学習やキャリア教育の実施とその活動環境の整備により、市民が楽しく学び郷土愛あふれるまちづくりを目指す。

さらに、スポーツ活動やレクリエーションを通じて、様々な世代や都市との交流を促進し、にぎわいの創出を図るため、活動の拠点となる施設環境の整備を推進する。

(1) 現況と問題点

①公立小中学校等の教育施設の整備

本市において、市立小中学校数は、令和3年4月1日現在、小学校14校、中学校6校となっているが、少子化の影響に伴い、児童生徒数の減少が進んでいるのが現状である。今後は、児童生徒数に応じて適正な規模の学校整備を目指すとともに、近隣学校の児童生徒数の推移を見ながら、適正な児童生徒数を維持するための検討が必要である。

また、統合・通学区域の見直しによりスクールバスが増加しており、適正な管理のもと計画的な更新と児童生徒数の推移に応じた適正規模の整備が必要である。

さらに、建築から時間が経過した校舎、体育館、屋外運動場など老朽化が進んでいる施設は計画的な改修や整備が必要である。

一方で、価値観の多様化や情報化社会の進展、地域コミュニティの希薄化等、学校教育を取り巻く変化が児童生徒の生活環境に大きく影響を及ぼしている中で、児童生徒と教職員間又は児童生徒間のより良い信頼関係の構築と、学校・家庭・地域のより緊密な連絡・協力体制の確立が課題となっている。また、こうした状況の中で安全・安心な登下校対策など事故や犯罪から児童生徒を守るための施策を推進する必要がある。

教育内容については、令和2年度から小学校、中学校の新学習指導要領が実施されている中で、大きな変革期を迎えているこれからの教育については、これまで大切にしてきた生きる力の育成を継承しつつ、新しい時代に求められる資質・能力を身に着けた子どもの育成を目指す必要がある。

また、GIGAスクール構想により整備された、ネットワーク環境と一人一台端末を活用し、児童生徒の情報活用能力の向上や学力の向上を目指す必要がある。

なお、子どもの数は減少している反面、働く女性の増加に伴い、学童保育の登録児童

数は平成26年度から増加が続いている。現在、運営については、公共の施設や民間の建物を借りながら進めているが、支援員が不足している状況である。

学校給食については、平成26年度に7センターを4センターに再編し、直営3施設、委託1施設により給食業務を運営している。児童生徒数の減少に伴う稼働率の低下が著しいセンターもあり、今後、効率的・効果的なセンター運営のため、適正規模の施設・設備の検討が必要である。また、直営施設においては、民間がもつ豊富な経験や専門的な知識の活用を加えながら、安全性や衛生管理体制のより一層の向上を図り、継続的に安全・安心な学校給食を提供する必要がある。

②図書館その他の社会教育施設等の整備等

1) 生涯学習

高度情報化社会の進展や生活水準の向上、余暇時間の拡大等社会構造の変化に伴い、市民の学習に対する意欲や関心が高まり、学習ニーズの多様化が顕著になっている。また、スポーツや文化活動等、広範囲かつ専門的な学習ニーズに対応できうるそれぞれの事業体制の確立が求められている。

さらに、市民が芸術や文化など生涯にわたって意欲的に学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体等との緊密な連携により、図書館機能の充実や社会教育施設の環境整備など総合支援体制の確立を図り、生涯学習を推進する必要がある。

なお、本市の芸術文化活動の拠点施設である市民会館については、施設や設備の老朽化等により市民ニーズに十分対応できていない一面がある。

2) 生涯スポーツ

ライフスタイルの多様化や健康づくりに対する意識の変化により、ジョギングやウォーキング等誰でも気軽に楽しみ、一人ひとりに適した生涯スポーツの普及が望まれている。

また、スポーツ活動推進のための体育協会、スポーツ少年団、スポーツ団体等の組織強化を図ることが重要であり、指導者の育成、各種体育事業やスポーツ・健康づくり講座等の充実を図って行く必要がある。

各種スポーツ施設等については、既存施設の老朽化への対応が求められているほか、ニーズに応じた設備の充実や環境の整備が急務となっている。なお、横手体育館については、施設や設備の老朽化等が顕著であり、施設の更新により市民サービスの維持・向

上を図ることが必要である。

(2) その対策

①公立小中学校等の教育施設の整備

- 1) 恵まれた環境の中で、児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、心豊かで明るい教育が実践されるよう、学校、家庭、地域社会の緊密な連携を推進するとともに、情報化、国際化など時代のニーズに応じた教育内容の充実と教育水準の向上に努める。
また、ICT環境整備に伴い、小中学校において教育課程の工夫を図るとともに、教員のICT活用能力の向上を目指した各種研修・講座等の実施に努める。
- 2) 地域の歴史や文化をはじめ、地元の産業や企業、地域自治とその課題など、身近な社会への関わりを意識する教育の推進を図り、郷土に愛着と誇りを持って地域で活躍できる人材の育成と地域文化の継承に努める。
- 3) ボランティア体験活動や社会への奉仕活動等を通して、思いやりのある豊かな心の育成に努める。
- 4) 児童生徒の実態、地域の実情をふまえ十分な学習環境を保持するために、校舎の改修を計画的に進めるとともに、施設備品の補充、更新と児童生徒の遠距離通学対策等の環境づくりを図る。
- 5) 給食センター等の学校教育関連施設を適切に管理する。
- 6) 地域の防犯指導員等による子ども見守り隊やスクールガードリーダー等を配置して、子どもを犯罪から守る地域見守り活動を強化させる。
- 7) 今後の学童保育のニーズを適切に把握し、既存施設の維持管理及び老朽化対策、また必要に応じて新規施設の整備等を推進する。

②図書館その他の社会教育施設等の整備等

1) 生涯学習

ア 市民自身の生涯にわたる自主的・主体的な学習活動を奨励・支援するため、学習意欲を喚起し、知識や技術を持った指導者の育成や学習機会の充実に努めつつ、生涯学習施設や図書館等の総合的な整備、計画的な維持管理により生涯学習基盤の確立を図る。

イ 生涯学習活動と地域づくり活動との連携を深め、各種ボランティアの養成や男女共同参画の意識の醸成を図り、市民自ら地域や職場などあらゆる分野の活動に積極的に参画できるような風土を構築し、総合的なまちづくりが進むように努める。

また、公民館活動と地域のコミュニティ活動がより時代に見合った形で実施できるように、公民館や各種コミュニティ施設の位置付けや機能の見直しを進める。

ウ 芸術文化に親しむ活動を推進するとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動を支援し成果発表の場の提供に努める。

エ 市民会館については、幅広い年代の市民が主体的に芸術文化活動を行うことができ、市内外や県内外からも人が集う芸術文化振興の拠点施設として建て替えを実施する。

2) 生涯スポーツ

ア 幼児から高齢者までスポーツを通して生涯にわたり心身の健康増進を図るため、体育協会やスポーツ少年団、各種スポーツ団体等の組織強化やスポーツ推進委員との連携のもと、地域スポーツやニュースポーツの推進、地域住民のライフスタイルに応じたスポーツ活動、イベントの開催や健康教室等の展開を図る。

イ 施設の整備については、スポーツ施設の利用実態に応じた改修、整備を計画的に進めていくとともに利用者が安心して利用することができるよう適切な管理や環境整備に努める。また、横手体育館については、市及び県南地域の中核的なスポーツ施設として設備の充実や観客席の拡充を図るとともに、防災機能を併せ持つスポーツ・文化・防災の拠点施設として建て替えを実施する。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	学校が楽しいと思う児童生徒の割合	95.22%	98.0%
	「学校教育の充実」に対する市民満足度	67.3 点	72.2 点
	「教育環境の整備」に対する市民満足度	68.6 点	73.4 点
	「スポーツ・レクリエーションの振興」に対する市民満足度	65.8 点	70.7 点
	「生涯学習の推進」に対する市民満足度	66.6 点	71.5 点
サブ指標	長寿命化対策（大規模改修）を実施した小中学校数（累計）	11 校	14 校
	週 1 回以上スポーツをする成人の割合	41.5%	50.0%
	スポーツイベントへの協力団体数	40 団体	45 団体
	生涯学習講座・教室の参加者数	34,048 人	34,500 人
	社会教育施設の利用者数（市民会館含む）	447,143 人	450,000 人
	図書館の入館者数	219,883 人	426,000 人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
		校舎		
		小学校長寿命化対策事業(朝倉小学校)	横手市	
		小学校長寿命化対策事業(浅舞小学校)	横手市	
		小学校長寿命化対策事業(醍醐小学校)	横手市	
		小学校長寿命化対策事業(吉田小学校)	横手市	
		ICT環境整備事業	横手市	
	屋内運動場			
		十文字中学校第一体育館屋根改修事業	横手市	
	屋外運動場			
		十文字陸上競技場改修事業	横手市	
	水泳プール			
	寄宿舍			
	教職員住宅			
	スクールバス・ボート			
		スクールバス購入事業	横手市	
	給食施設			
		学校給食事業(横手学校給食センター)	横手市	
	その他	学校給食事業(平鹿学校給食センター)	横手市	
		学校給食事業(雄物川学校給食センター)	横手市	
	(2) 幼稚園			

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館			
		あさくら館改修事業	横手市	
		西成瀬地域センター改修事業	横手市	
		八沢木公民館改修事業	横手市	
		市民会館整備事業	横手市	
		坂部多目的集落集会所改修事業	横手市	
		公共施設等改修事業(旧十文字第二小学校)	横手市	
		横手体育館整備事業	横手市	
		増田体育館改修事業	横手市	
		グリーンスタジアムよこて改修事業	横手市	
		横手駅東口新公益施設整備事業	横手市	
	図書館			
	その他			
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	学童保育施設整備事業	横手市	
	幼児教育			
	義務教育			

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高等学校	〔小学校通学援助費〕 ①事業の必要性 スクールバスでカバーしきれない遠距離通学者について格差是正を図り、児童の日常的な通学の交通手段の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 遠距離通学の児童がいる世帯に対し、公共交通機関の定期乗車券購入額の1/2から全額を補助する。 ③事業効果 保護者の経済的負担の軽減及び通学上の安全の確保ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	生涯学習・スポーツ			
	その他	〔体育施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 体育施設は、生涯スポーツの普及・振興に不可欠なものであることから、老朽化及び経年劣化の激しい施設については、計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 体育施設の点検作業を行い、その維持補修計画を策定し、計画的に維持・修繕を行う。 ③事業効果 体育施設の計画的な修繕を行うことにより費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	基金積立			
	(5) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

学校施設については、学校施設長寿命化計画に基づき長寿命化を進める。統廃合により廃校となった施設については、財産管理及び地域への貢献などを考慮しながら、他の公共施設への転用のほか、サウディング型市場調査や公募等による民間への売却、譲渡、貸付を検討し、需要が無い場合には解体する。

学校給食センターについては、安全・安心で安定的に給食を提供できるよう、施設・設備の良好な管理に努めるとともに、効率的・効果的に給食業務を行うため、施設の統廃合を検討する。また、廃止後の施設については、庁内や民間での利活用を検討する。

図書館については、新公益施設の整備に伴い横手図書館やY²ぷらざの図書、地域情報コーナーの機能を新公益施設に移転する。その他の図書館についても、生涯学習の拠点としての役割を引き続き担いつつ、利用実績等を加味し、適正なサービスを提供できるよう、市民の利便性の向上を目指しながら、複合化も含めた施設整備の検討を行う。

公民館等の地区交流センター化を推進する施設については、長寿命化とし、その他の施設は地域における施設の位置付けと機能を検討したうえで、集約化を図る。

市民会館については、幅広い年代の市民が主体的に芸術・文化活動を行い、触れることができる施設として、また、市内外からも人が集まるような文化振興の拠点として建て替えを実施する。

スポーツ施設については、横手体育館を市全域や県南部の中核的なスポーツ施設として設備の充実や観客席の拡充を図るとともに、災害時の指定避難場所としての防災機能を併せ持つスポーツ・文化・防災の拠点施設として建て替えを実施する。また、その他のスポーツ施設や競技施設については、地域の特色や施設配置のバランスなどを考慮しながら、集約や統廃合などを検討する。

学童保育施設については、現横手図書館の移転に伴い、移転後の空き施設を学童保育施設として整備を検討する。また、その他の学童保育施設については、放課後児童健全育成事業における施設整備方針の策定を検討し、施設の長寿命化を図る。

その他、利用実態のない施設については廃止する。

10. 集落の整備

人口減少や少子高齢化の進行により、本市においても存続や維持が危ぶまれる集落が増えつつある。そのため、自治会組織や共助組織に対する支援を強化するとともに、地区交流センター化の推進により、市民が地域で活躍しやすい環境づくりに取り組む。

また、価値観の多様化による協働意識と地域コミュニティの希薄化により、更なる地域活力の低下が懸念されることから、自治組織の再編も視野に、NPO、地域団体や企業等と連携し、集落の自立対策や地域活性化策を実施する。

(1) 現況と問題点

①集落の再編整備

本市の各地域には、大小数多くの集落及び自治会が形成されているが、それを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域コミュニティの崩壊や耕作放棄地の増大、森林の荒廃、地域文化の消滅、空き家等が問題となっている。

地域における人口減少と少子高齢化の進展とともに、約10集落が集落機能の維持に支障を来す恐れが強い集落となっており、集落の活性化と合わせて、その維持も課題となっている。

また、近年は価値観の多様化による協働意識の希薄化と、過疎化の進展による地域活力の低下が大きな課題となっている。

(2) その対策

①集落の再編整備

- 1) 集落機能の維持・活性化を図るために、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの問題として捉え、各地域づくり計画を作成し、それにより市と地域住民が協働で、元気の出る地域づくりを進める。
- 2) 住民の気づきや学び、集落活性化に向けた検討を促し、住民主体の集落運営をサポートしていく。
- 3) 自治会やNPO、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する。
- 4) 地域住民同士での話し合いや協議を活性化するとともに、行政が地域の実情やニーズを把握するために外部からの人材の力を活用し、より効率的で持続可能な地域経営の仕組みを創る。

- 5) 地域コミュニティの担い手である若い世代への情報提供に努め、その世代の地域間交流を支援する。
- 6) 集落の良好な景観維持と住環境の保全のため、老朽化した危険な空き家等の解体撤去を促進する。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「市民との協働・活動支援」に対する市民満足度	64.3 点	69.2 点
サブ指標	自主運営組織数	17 団体	28 団体
	Y ² ぷらざ市民活動センター利用者数	70,322 人	80,400 人

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再 編整備			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備			
	基金積立			
	(3) その他			
		地区会議運営支援事業	地区会議	
		地域運営組織形成支援事業	横手市	
		地域づくり市民活動補助事業	横手市	
		町内会活動補助事業	横手市	
		町内会館等建設補助事業	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

市全域を対象とする中核的なコミュニティ施設は、長寿命化を図る。また、旧市町村、学校区、地区会議単位等の施設は、機能が重複する他施設との集約化により総量を圧縮する。

集落会館については、各町内等への譲渡を進める。

1 1. 地域文化の振興等

地域の伝統や文化的資産を活かした地域づくりと観光振興等への活用を図るため、市民や地域とともに保存及び活用を推進する。

また、地域の歴史や文化の幅広い周知と情報発信の推進により、市民の郷土への愛着と誇りを育む。

(1) 現況と問題点

①地域文化の振興等に係る施設の整備等

過疎化の影響で、文化活動における各種団体の会員数の減少など、運営基盤が弱体化している。また、担い手や後継者の不足により、文化財や伝統文化などの歴史的資源が消滅又は散逸するスピードが加速している。これらを把握し、価値付けを行い、保存・継承のための支援を整える必要がある。

文化の振興と発信の拠点となる文化施設の建物や設備の老朽化が進んでおり、地域づくりや観光の核として活用していくためにも施設の安全性、利便性を考慮した文化施設等の整備・充実が望まれる。

歴史的資源を後世に伝承し活用を図るための資料館施設等は、合併前に設置されたものが市内各地に点在する。老朽化及び施設面積の狭さから、横手市の全体像を紹介できず、地域振興や観光振興の活用がままならない状況であり、環境整備が必要である。

(2) その対策

①地域文化の振興等に係る施設の整備等

- 1) 横手市歴史文化遺産保存活用地域計画に基づき、地域文化の振興等に係る施策を推進する。
- 2) 市内の歴史的資源の現状を把握し、詳細に調査することで、その特性や価値を明らかにし、文化財指定等により保存及び活用を推進する。
- 3) 歴史的資源については、次世代への継承を促進するため、デジタルアーカイブの活用も視野に記録保存等を推進する。
- 4) 調査等により本質的価値が理解しやすくなった歴史的資源については、更なる充実を図るとともに、その価値を市民と共有しながら地域振興や観光振興に活用する。
- 5) 資料館施設等の統廃合については、その準備のための各施設の収蔵資料のリスト化

を進め、整備計画等を作成する。

6) 文化に関する住民の知識を深めるとともに、文化活動の拠点施設の整備等を検討する。

7) リニューアルした横手市増田まんが美術館において、マンガ原画を活用した特色ある美術館運営を行い、地域への愛着や誇りの醸成の一助とする。

8) 重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用を推進する。

9) 後三年合戦関連遺跡等の調査成果を踏まえ、史跡の保存・整備と活用を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「地域文化の振興」に対する市民満足度	67.5 点	72.4 点
サブ指標	資料館施設等の年間利用者数	8,636 人	10,000 人
	増田まんが美術館入館者数	142,316 人	165,000 人
	国・県・市による指定等文化財の数(累計)	265 件	275 件

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等			
		地域文化施設振興		
	その他			
		重要伝統的建造物群保存事業(防災施設等事業)	横手市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興			
		〔重要伝統的建造物群保存事業（保存整備事業）〕 ①事業の必要性 増田地区には、国の重要伝統的建造物群に選定された保存地区があり、歴史的な町並みを未来に伝えるため、伝統的建造物を往時の状態に復原するなど町並みを整備する必要がある。 ②具体の事業内容 伝統的建造物の修理事業費及び伝統的建造物以外の建造物の修景事業費の一部を補助する。 ③事業効果 美しい町並み・景観が保たれると同時に、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
		〔増田まんが美術館情報発信強化事業〕 ①事業の必要性 まんが美術館を拠点とし、国選定重要伝統的建造物群保存地区「増田の町並み」との相乗効果を図り、賑わいを創出しながら、横手市全体へ経済効果を広げていくため、地域との連携をさらに強化し戦略的な誘客策を講じる必要がある。 ②具体の事業内容 まんが美術館を拠点とし、「増田の町並み」をはじめ市内に点在する文化・観光施設や歴史文化遺産等へ回遊させるための戦略的な誘客策を推進し、多言語化を含む情報発信の強化や美術館特有の事業を展開する。 ③事業効果 まんが美術館と「増田の町並み」が一体的な観光拠点として賑わい、経済効果が横手市全体へ波及し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	基金積立 (3) その他	〔マンガ活用推進事業〕 ①事業の必要性 日本一多くの漫画家のマンガ原画を収蔵するまんが美術館が横手市にあるという特別な環境を生かすため、マンガの魅力を活用したこどもの教育を進める必要がある。 ②具体の事業内容 横手市にまんが美術館があるからこそできる「特別な学び」を提供する。またマンガを活用した副教材等の作成・利用を通して、教育旅行等を推進していく。 ③事業効果 マンガを活用した子どもの育成や社会教育を推進し、市民をはじめとした多くの人が豊かな学びを楽しみ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

資料館施設等は、魅力的な展示方法やイベントの開催等により、来館者の増加を図る。
また、改修が行われた施設においては引き続き適正な施設の維持管理に努め、老朽化した施設については、集約化や複合化を検討しながら、魅力ある施設への転換を図る。

1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進

個人住宅や事業所等への再生可能エネルギーの普及促進により、地球温暖化対策を促す啓発を推進する。

また、公共施設への積極的な導入により、エネルギーの地産地消や災害時のエネルギー確保を目指す。

(1) 現況と問題点

①再生可能エネルギーの利用の推進

地球温暖化対策や災害時のエネルギー確保のため、化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換と省エネルギーの対策が必要である。

そのため、地域にある資源を活用してエネルギーをつくり、このエネルギーを地域内で循環するエネルギーの地産地消に取り組む必要がある。

(2) その対策

①再生可能エネルギーの利用の推進

行政が率先して公共施設に再生可能エネルギー設備を導入し、その効果の啓蒙や周知を通じて、市内企業や事業所、又は個人住宅への再生可能エネルギー設備等の導入を促し、二酸化炭素排出量を削減するとともに、地球温暖化対策の推進を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「地球温暖化防止活動の推進」に対する市民満足度	67.3 点	72.2 点
サブ指標	市公共施設の再生可能エネルギー（地中熱利用）設備導入箇所数	2 か所	4 か所
	市公共施設の温室効果ガス排出量	15,821t-CO ₂ (H30 年)	15,700t-CO ₂
	カーボン・オフセットクレジットの活用量	99 t	100 t

(3) 事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
	基金積立	〔再生可能エネルギー設備等導入促進事業〕 ①事業の必要性 地球温暖化対策を推進するため、低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー設備の普及促進を図ることが必要である。 ②具体の事業内容 公共施設に再生可能エネルギー設備を新規に導入し、または既に導入した設備を更新するなどして公共施設への一層の導入を目指す。 ③事業効果 公共施設に率先して再生可能エネルギー設備を導入することで、市民や事業所に対して地球温暖化対策推進の啓発を促し、設備の普及拡大につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	
	(3) その他			

（４）公共施設等総合管理計画等（横手市財産経営推進計画）との整合

公共施設の長寿命化の改修を実施する場合には、再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。また、公共施設等の解体により未利用地の増加が予想されることから、周辺環境への影響に留意しながら再生可能エネルギー施設の誘致を検討する。

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため、人口減少や少子高齢化の抑止策を多様な分野において実施し、働く場の充実と安心して子どもを産み育てられる環境の構築を図りながら、市民が横手で暮らし続けたいと思う「まち」の実現を目指す。

そのため、まちづくりの主体は市民であることを基本に、市民による自主的なまちづくり活動に対する支援の充実を図るとともに、各種団体・民間企業等との連携と協働により、「ひと」と「まち」が^{かがや}くまちづくりの推進を図る。

また、男女共同参画社会の実現を図るため、性別に関わらず、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮できるよう、働き方改革やワークライフバランスの実現に取り組む。

(1) 現況と問題点

本計画を実行性のあるものとしていくためには、市民や各種団体、民間企業等との連携と協働が不可欠であり、本市の目指す将来像を共有し、各々の立場から主体的な活動を展開することが重要である。

これまでの地域づくり活動に対する積極的な支援の実施により、地域の自主運営組織が着実に育成されているものの、人口減少・少子高齢化の加速化する中において、過疎化の進展による地域活力の低下が大きな課題となっている。

(2) その対策

- ①基幹産業である農業の持続的発展を図るとともに、成長が期待される産業の振興を支援し、働く場の拡大を図る。
- ②地域文化や観光資源の魅力を最大限に生かし、移住・定住の促進と交流人口の増加による市内経済の好循環を推進し、更なる地域活性化を図る。
- ③若い世代の出会いと結婚の支援による地元定着を推進し、仕事と家庭の両立や子育て環境の充実を図る。
- ④郷土への愛着と誇りをもって地元で活躍できる人材を育成し、地域コミュニティの維持向上を図る。

成果指標		現状値 (R1 直近値)	目標値 (R7)
まちづくり指標	「市民との協働・活動支援」に対する市民満足度	64.3 点	69.2 点
	「男女共同参画社会づくりの推進」に対する市民満足度	63.7 点	68.6 点

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項				

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住			
		〔移住定住促進事業〕 ①事業の必要性 少子高齢化・人口減少が進む地域において、地域の活力や担い手の確保を図るためにUIJターンの促進など移住定住者を増やす取組が必要である。 ②具体の事業内容 ウェブサイト等を活用した情報発信と、各種窓口や移住イベントの場での個別相談等の対応を行い、地域の実情の理解を得た上での移住を実現し、定住につなげる。 ③事業効果 移住・定住の促進により生産年齢人口の増加等につなげることで地域の活性化や地域活力の維持が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、移住・定住の促進により生産年齢人口の増加等につながることで地域の活性化や地域活力の維持が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔地域おこし協力隊活用事業〕 ①事業の必要性 人口減少や高齢化等が進行する中、過疎地域における地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、外部からの人材を受け入れ、地域の潜在的な人材の掘り起こしや、地域の課題解決、活性化を図っていく必要がある。 ②具体の事業内容 外部からの人材を受け入れ、地元住民では気がつかない一般情報や企業情報あるいは、観光資源など外部の視点による横手の魅力の掘り起こしを行う。 ③事業効果 斬新な視点と熱意や行動力が、地域に大きな刺激をあたえる効果が期待され、地域力の高まりや、地域の担い手の確保につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、斬新な視点と熱意や行動力が、地域に大きな刺激をあたえる効果が期待され、地域力の高まりや、地域の担い手の確保につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔若者交流事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、出会いや結婚を後押しする取組が必要である。 ②具体の事業内容 市内の地域資源等を活用した「街コン」や「趣味コン」など、独身男女が気軽に楽しむことができる出会いの場を創出するイベント費用の一部を助成する。 ③事業効果 出会いや結婚を後押しすることにより、少子化への歯止めや若者の地元定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、出会いや結婚を後押しすることにより、少子化への歯止めや若者の地元定着が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔三世代同居等促進住まい支援事業〕 ①事業の必要性 子育てや家事など家庭生活を協力・分担し、それぞれの負担を減らすことができる三世代同居や近居の促進に取り組み、過疎地域における子育て世帯の地元定着を図る必要がある。 ②具体の事業内容 子育て世帯(中学生以下の子どもをもつ世帯)が、新たに親元等と同居または近居しようとする場合に必要となる費用(当該世帯の住宅取得費用、当該世帯または親元が所有する住宅の増改築等)の一部を助成する。 ③事業効果 子育て世帯の地元定着が図られるとともに、家族が協力し支え合って子育てをすることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、子育て世帯の地元定着が図られるとともに、家族が協力し支え合って子育てをすることができるようになることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔結婚新生活支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、新婚世帯が結婚に伴う新生活スタートにかかる住居費や引っ越し費用を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 新婚世帯の結婚に伴う新生活スタートにかかる住居費や引っ越し費用などの一部を助成する。 ③事業効果 結婚生活スタート時にかかる住居費用等を支援することにより、成婚者数の増加と若者の地元定着が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、結婚生活スタート時にかかる住居費用等を支援することにより、成婚者数の増加と若者の地元定着が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔移住就農者経営安定支援事業〕 ①事業の必要性 県外から移住し、新たに農業経営を開始する方の就農リスクが課題となっており、移住就農者の確保・定着を図るため、営農開始時の立ち上げ経費等を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 経営開始初年度の事業対象経費の一部を補助する。 ③事業効果 移住就農者の初期投資を軽減することで、早期の経営安定が図られ、地域農業の振興に寄与されるとともに、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、移住就農者の初期投資を軽減することで、早期の経営安定が図られ、地域農業の振興に寄与されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	地域間交流			
	人材育成			

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名) その他	事業内容	事業主体	備考
	基金積立	〔応援人口との関係深化事業〕 ①事業の必要性 人口減少や高齢化等が進行する中、過疎地域における地域力の維持・強化を図るためには、地域外から多様に関わってくれる人材と深く関わりを持つことも重要であり、応援市民との持続可能な関わり方について、これまで以上に深化を図っていく必要がある。 ②具体の事業内容 東北大学との共同研究により、応援市民による地域課題への具体的な応援・支援の仕方について、新たな視点と方法を見出し、事業を展開する。 ③事業効果 多様な関わりを持ってくれる応援人口と持続可能な関わりを持ち、その力を有効に活用することで、地域課題の解決や地域力の活気の高まりにつながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、多様な関わりを持ってくれる応援人口と持続可能な関わりを持ち、その力を有効に活用することで、地域課題の解決や地域力の活気の高まりにつながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業			
		〔夢ある園芸産地創造事業〕 ①事業の必要性 戦略作物の産地づくり強化及び6次産業化による新たなビジネスの創出、競争力の高い経営体の確保・育成など地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 農業経営基盤の強化に資する機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 農業の担い手が育ち、地域で農業を営む仕組みができる。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、農家所得が向上するとともに新規就農者も増加し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、農業の担い手が育ち、地域で農業を営む仕組みができる。また、担い手への農地の集積と水田のフル活用が進み、農家所得が向上するとともに新規就農者の増加につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		[夢ある畜産経営ステップアップ支援事業] ①事業の必要性 稲作からの脱却による複合型生産構造への転換により、収益性の高い農業経営体の確保育成を図るため、担い手となる経営体等への支援を継続していく必要がある。 ②具体の事業内容 畜産の生産振興に資する素畜、機械、設備等の導入に対して支援を行う。 ③事業効果 複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速させるとともに、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化につながり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速させるとともに、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		[新規就農者レベルアップ事業] ①事業の必要性 地域農業を支える担い手の営農意欲向上を図るとともに、経営の効率化を促進することで所得の向上を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ・講習会の開催 ・横手市農業近代化ゼミナールの活動 ・横手市認定農業者協議会活動の実施 ③事業効果 農業経営者の知識、マネジメント力のレベルアップが図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、農業経営者の知識、マネジメント力のレベルアップが図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		[フロンティア農業者育成事業] ①事業の必要性 就農に必要な技術を身に付けようとする農業後継者やUターン希望者を支援することで、地域農業の優れた担い手を確保・育成する必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農者や新部門開始に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成する。 ③事業効果 県農業試験場等で実践的な研修を行うことにより、新規就農のために必要な栽培及び経営技術を習得し、就農後の安定した農業経営の確立及び地域農業の活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、県農業試験場等で実践的な研修を行うことにより、新規就農のために必要な栽培及び経営技術を習得し、就農後の安定した農業経営の確立及び地域農業の活性化が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔「横手で農業を」スタートアップ支援事業〕 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、新たな人材の確保及びその定着を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・情報提供事業 ・農業体験事業 ・定着支援事業 ③事業効果 就農するための事前相談、農業体験を経験すること、移住就農者に対する家賃補助をすることで、地域の担い手及び労働力の確保・育成に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、就農するための事前相談、農業体験を経験すること、移住就農者に対する家賃補助をすることで、地域の担い手及び労働力の確保・育成に寄与することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔「横手のホップ」ステップアップ事業〕 ①事業の必要性 持続可能なホップ産地づくりを目指し、ホップ生産量の維持・拡大を図るため、ホップの生産基盤の整備を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 ・新規生産者確保に向けた研修事業の実施 ・ホップ生産に係る栽培設備、作業機械の修理等にかかる費用の一部を助成する。 ③事業効果 ホップ生産者を確保・育成すること、ホップの生産基盤の整備を実施することにより、ホップ生産量の維持・拡大を図り、持続可能なホップ産地の実現に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、ホップ生産者を確保・育成すること、ホップの生産基盤の整備を実施することにより、ホップ生産量の維持・拡大を図り、持続可能なホップ産地の実現に寄与することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔スマート農業普及支援事業〕 ①事業の必要性 担い手の減少や高齢化など農業がかかえる様々な課題を解消し地域農業の振興を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 スマート農業の普及・啓発及びスマート農業機械などの導入支援。 ③事業効果 農作業の省力化・自動化、作物の品質向上や次世代への技術の継承が可能となり新規就農者の増加や農業所得が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、農作業の省力化・自動化、作物の品質向上や次世代への技術の継承が可能となり新規就農者の増加や農業所得の向上につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	商工業、6次産業化			
		〔発酵文化のまちづくり事業〕 ①事業の必要性 市内各地に次世代に伝承すべき魅力ある食文化があるが、特に米糰を中心とした味噌や漬物などの発酵食が発達したところに特徴があり、それら発酵に関連した食文化の継承がまちづくりの重要な要素である。 ②具体の事業内容 ・事業費補助 ・全国発酵食品サミット、発酵フォーラム等の開催 ・全国発酵のまちづくりネットワーク協議会の開催 ③事業効果 発酵に関連した食文化の継承がなされ、まちづくりや地域の持続的発展に寄与することから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、発酵に関連した食文化の継承がなされ、まちづくりや地域の持続的発展に寄与することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔成長産業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における若者の地元定着が課題となっており、工業団地等への企業誘致を進め、新たな雇用機会の拡大に努める必要がある。 ②具体の事業内容 市内中小企業または市内に新たに立地する企業等が行う大型設備投資案件に対して、その経費の一部を助成する。 ③事業効果 地域の雇用機会が拡大されるとともに、市内中小企業または市内に新たに立地する企業等の増加や事業成長に伴う収益の向上等により、地域経済の発展が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、地域の雇用機会が拡大されるとともに、市内中小企業または市内に新たに立地する企業等の増加や事業成長に伴う収益の向上等により、地域経済の発展が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔起業・創業支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「しごとづくり」として起業・創業の育成と発掘に取り組み、地域に新たな産業と雇用を生み出す必要がある。 ②具体の事業内容 ・起業の際のワンストップ相談支援や起業後のフォローアップ支援を行う。 ・事務所等のワークスペースを安価に提供する。 ・起業する際の初期投資等への支援を行う。 ・地域内の有望な起業家やその予備軍に対しセミナー等の経営支援を行う。 ③事業効果 新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、新規起業家の増加や事業成長に伴う収益等の向上により、地域の雇用の拡大が促進されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔IT・ソフトウェア関連産業企業立地優遇制度助成事業〕 ①事業の必要性 地理的条件がハンデとなりにくく、若年層にとって魅力があるとされるIT・ソフトウェア関連企業に対し、雇用や事務所経費等に対する積極的な支援を行い、地域経済の好循環を図る必要がある。 ②具体の事業内容 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、BPOサービス業等に係る雇用や事務所経費等に対する助成を行う。 ③事業効果 IT・ソフトウェア関連産業を支援することにより、企業立地の促進が図られ多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用が増えることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、IT・ソフトウェア関連産業を支援することにより、企業立地の促進が図られ多様な就業の場が確保されるとともに、将来を担う若年者の雇用の増加につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔空き店舗等利活用支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における商店街等の空き店舗が課題となっており、空き店舗の利活用を促進させ、地域商業を活性化させるための対策が必要となっている。 ②具体の事業内容 ・商店街等の空き店舗を利活用する事業に対し支援を行う。 ・自店舗の改装等を行う事業に対し支援を行う。 ③事業効果 空き店舗の利活用が促進されることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、空き店舗の利活用が促進されることにより、地域商業が活性化されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔地域商業活性化事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における個人自営業者の高齢化や後継者不足等により、地域商業の衰退が課題となっており、商店街等の賑わいを図るため、魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 ・商店街等の賑わいを図るため、各種イベント等による魅力ある商店街づくり、商業活動を支援する。 ・商店街等が管理する街路灯の維持管理等を支援する。 ③事業効果 魅力ある商店街づくり、商業活動が行われることにより、地域商業が活性化され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、魅力ある商店街づくり、商業活動が行われることにより、地域商業が活性化されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔中小企業設備導入支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「働く場」である中小企業等の活性化を図るため、設備投資を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 生産性向上を図る中小企業者の設備投資に対して、その経費の一部を補助する。 ③事業効果 中小企業等が活性化することにより、地域の雇用の場の確保が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、中小企業等が活性化することにより、地域の雇用の場の確保が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔中小企業人財育成支援事業〕 ①事業の必要性 人口減少が加速化する中、過疎地域における「働く場」である中小企業等の活性化を図るため、従業員に対して行う人財育成事業を支援する必要がある。 ②具体の事業内容 自社の従業員への人財育成事業を行う中小企業者に対して、その事業経費の一部を補助する。 ③事業効果 中小企業者等が活性化することにより、地域の雇用の安定が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、中小企業者等が活性化することにより、地域の雇用の安定が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		情報通信産業		
	観光			
	企業誘致			
		〔サテライトオフィス開設支援事業〕 ①事業の必要性 新しい生活様式に必要なテレワークの地域への普及や、県内外からの新たな人の流れを創出するため、施設整備に対する支援が必要である。 ②具体の事業内容 サテライトオフィス等運営事業者が、オフィススペース利用希望者への賃貸を目的にサテライトオフィス施設の整備を行う際、整備に要する費用等の補助を行う。 ③事業効果 サテライトオフィス整備を支援することにより、企業の進出が促進され、雇用の場が増えることで、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、サテライトオフィス整備を支援することにより、企業の進出が促進され、雇用の場の増加につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的發展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔サテライトオフィス誘致推進事業〕 ①事業の必要性 県外の企業の進出を促進し、地域経済の好循環を図るため、サテライトオフィス環境整備等に対する支援が必要である。 ②具体の事業内容 進出企業に、オフィス環境整備や事務所経費等に対する補助を行う。 ③事業効果 雇用の創出及び、地元企業との連携による地域産業の成長や地域の活性化により、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、雇用の創出及び、地元企業との連携による地域産業の成長や地域の活性化が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	その他			
	基金積立			
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化			
	デジタル技術 活用			
		ICT活用サービス推進事業 ①事業の必要性 ICTの活用により、行政サービスにおける市民の利便性の向上と新しい生活様式への対応を図るため、地域におけるデジタル化を推進する必要がある。 ②具体の事業内容 行政手続きのオンライン化やICTを活用した各種行政サービスを実施する。また、地域におけるデジタル環境の整備を実施する。 ③事業効果 ICTの活用により、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができるため、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、ICTの活用により、地域における行政サービスの向上や手続きの利便性を確保することができることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	その他			
	基金積立			

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通			
		〔地域公共交通活性化事業〕 ①事業の必要性 過疎化によって路線バスの利用者が減少し、不採算バス路線の減便が顕著となり、また、そもそも高齢者等にとっては公共交通の発着点である駅やバス停までの移動にも難儀するなどの現状があり、買い物や通院といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。 ②具体の事業内容 交通空白地帯の解消と住民の足の確保のため、過疎地域に適したデマンド交通や循環バスなどの効率的な交通施策を実施する。 ③事業効果 住民の日常的な移動に係る交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	地域公共交通活性化協議会、横手市	本事業は、住民の日常的な移動に係る交通手段が確保されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔代替運行事業〕 ①事業の必要性 過疎化によって路線バスの利用者が減少し、不採算バス路線の減便が顕著となり、また、そもそも高齢者等にとっては公共交通の発着点である駅やバス停までの移動にも難儀するなどの現状があり、買い物や通院といった住民の日常的な移動のための交通手段の確保が必要である。 ②具体の事業内容 交通空白地帯の解消と住民の足の確保のため、過疎地域に適した乗合タクシーや自家用有償運送など効果的な形で廃止路線の代替運行を行う。 ③事業効果 住民の日常的な移動に係る交通手段が確保され、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、住民の日常的な移動に係る交通手段が確保されることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	交通施設維持			
		〔道路メンテナンス補助事業(橋りょう維持)〕 ①事業の必要性 橋梁は、住民の日常的な移動のための交通経路であり、交通手段の確保のため橋梁の計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全的な修繕等の円滑な政策転換を図りながら維持修繕を行う。 ③事業効果 維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、維持管理を計画的かつ継続的に実施し、コストの縮減と橋梁の長寿命化を図ることができ、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		〔道路施設点検事業〕 ①事業の必要性 横手市が管理している道路施設について、老朽化等による落下や倒壊・崩落などによる事故を未然に防止するため、点検を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 トンネルや道路案内標識、道路照明灯等について点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。 ③事業効果 損傷・劣化等を把握することにより、安全な道路交通を確保することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、損傷・劣化等を把握することにより、安全な道路交通を確保することができ、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔林道点検診断保全整備事業〕 ①事業の必要性 市内林道での事故を未然に防止するため、点検診断を実施する必要がある。 ②具体の事業内容 市内林道橋の診断・点検作業を行い、計画的な維持修繕を行う。 ③事業効果 林道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、林道の損傷、劣化等を把握することにより、費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	その他			
	基金積立			
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	生活			
	環境			
		〔斎場施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 斎場は、市民生活に必要な不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、今後の火葬等の需要に対応するためには、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 斎場の維持補修計画を策定し、計画的にその維持・修繕を行う。 ③事業効果 斎場の劣化等を把握することによる費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、斎場の劣化等を把握することによる費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	危険施設撤去	〔衛生センター長寿命化事業〕 ①事業の必要性 し尿処理施設「横手衛生センター」は、市民生活に必要不可欠な施設であるが、長期稼働により老朽化及び経年劣化が激しく、計画的な修繕等が必要である。 ②具体の事業内容 横手衛生センターの精密機能検査を行い、現状、設備耐用度を把握し、施設の改善点等を検証し、計画的に施設の整備・改修工事を実施する。 ③事業効果 横手衛生センターの計画的な整備、改修により費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、計画的な整備、改修により費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔公共施設等解体事業〕 ①事業の必要性 老朽化に伴う公共施設の統廃合などにより、未利用の公共施設が増加している。倒壊等を未然に防止し、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、未利用公共施設を適正に管理する必要がある。 ②具体的な事業内容 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去する。 ③事業効果 老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、老朽化した未利用の公共施設を解体撤去することで、市民が安全に安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	防災・防犯 その他 基金積立	〔特定空き家等対策事業〕 ①事業の必要性 空き家等の建物や空き地の増加は、少子高齢化や人口減少が顕著な当市の現状を反映し、加速化する過疎による地域衰退が目に見えて明らかとなっている。そのため、空き家等の予防、適正管理、利活用を中心に施策を進めて、これ以上空き家等や空き地を増やさないことを目標にしている。また、老朽化し公共の危険性のある空き家等の建物については、防災、衛生、景観等で問題があることから、解体撤去等を中心とした地域住民の安全安心な生活を守るための施策の実施が必要である。 ②具体の事業内容 空き家等の増加を抑制するため、所有者等への意識の啓発、ワンストップ総合相談窓口の設置、空き家バンクの充実、空き家等の利活用等の施策を促進するとともに、老朽化して危険な空き家等の解体撤去を実施する施策を効果的に実施する。 ③事業効果 空き家等や空き地が減少することで、住生活環境が良好になり、将来にわたる地域住民による地域活性化の意識啓発や意欲増進につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、空き家等や空き地が減少することで、住生活環境が良好になり、将来にわたる地域住民による地域活性化の意識啓発や意欲増進につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔公共施設等総合管理推進基金積立事業〕 ①事業の必要性 市民が将来にわたり安全で安心して暮らすことのできる環境の実現のため、横手市財産経営推進計画に基づき、老朽化した施設を解体する必要がある。 ②具体の事業内容 公共施設等の除却等に要する財源を基金として積み立てる。 ③事業効果 老朽化した公共施設の解体撤去等により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、老朽化した公共施設の解体撤去等により、市民が安全で安心して暮らせる生活環境の実現とよりよい景観の保全が図られることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	児童福祉	〔小児予防接種電子化事業〕 ①事業の必要性 少子化対策として、妊娠・出産・子育ての各期間における支援事業の充実を図り、切れ目のない支援体制を構築する必要がある。 ②具体の事業内容 母子健康手帳・予防接種予診票を電子化することで、予防接種のスケジュール自動管理による間違い接種の防止と予診票記載の簡略化により、簡単・安全な小児予防接種を実現する。 ③事業効果 母子手帳アプリを活用することで、安心して子どもを産み育てられる環境を整備を図り、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、アプリの活用により安心して子どもを産み育てられる環境を整備することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	高齢者・障害者福祉			
		〔オンライン介護予防システム構築事業〕 ①事業の必要性 高齢社会に対応するため、高齢者の健康促進を積極的に進める必要がある。 ②具体の事業内容 スマホアプリを活用し、在宅高齢者が健康促進やコミュニティ形成等に取り組める仕掛けづくりを行い、高齢者の自助力を高めるとともに、地域の共助体制を構築する。 ③事業効果 アプリの活用により、健康寿命の延伸や支えあい体制の構築、高齢者の在宅生活に寄与し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、アプリの活用により、健康寿命の延伸や支えあい体制の構築、高齢者の在宅生活に寄与することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	健康づくり			
	その他			
	基金積立			
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	自治体病院			

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	民間病院			
	その他			
		〔救急救命士養成事業〕 ①事業の必要性 無医地区や過疎地域では医療機関が遠距離であることから、市民の命を守る救急業務の高度化を図るため、救急救命士の確保により地域医療の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 計画的に順次、消防職員を救急救命研修所等に入校させ、救急救命士を養成する。 ③事業効果 救急救命士の確保により、救急医療で救命率が向上し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、救急救命士の確保により、救急医療で救命率が向上することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立	〔病院群輪番制運営事業〕 ①事業の必要性 休日・夜間における重症救急患者の入院治療等を実施するためには、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院の3病院が連携し輪番制方式による体制を確保する必要がある。 ②具体の事業内容 休日・夜間における重症救急患者の二次救急医療確保のため、平鹿総合病院、市立横手病院、市立大森病院が輪番制による救急医療が実施できるよう必要な財政支援を行う。 ③事業効果 休日・夜間における病院群輪番制当番病院の負担軽減を図り、二次救急医療体制(24時間体制)を確保することができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、休日・夜間における病院群輪番制当番病院の負担軽減を図り、二次救急医療体制(24時間体制)を確保することにつながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	幼児教育			

事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	義務教育			
		〔小学校通学援助費〕 ①事業の必要性 スクールバスでカバーしきれない遠距離通学者について格差是正を図り、児童の日常的な通学の交通手段の確保を図る必要がある。 ②具体の事業内容 遠距離通学の児童がいる世帯に対し、公共交通機関の定期乗車券購入額の1/2から全額を補助する。 ③事業効果 保護者の経済的負担の軽減及び通学上の安全の確保ができ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、保護者の経済的負担の軽減及び通学上の安全の確保につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	高等学校			
	生涯学習・スポーツ			
		〔体育施設長寿命化事業〕 ①事業の必要性 体育施設は、生涯スポーツの普及・振興に不可欠なものであることから、老朽化及び経年劣化の激しい施設については、計画的な維持管理が必要である。 ②具体の事業内容 体育施設の点検作業を行い、その維持補修計画を策定し、計画的に維持・修繕を行う。 ③事業効果 体育施設の計画的な修繕を行うことにより費用対効果の高い維持管理が実施でき、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、体育施設の計画的な修繕を行うことにより費用対効果の高い維持管理が実施できることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	その他			
	基金積立			
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	集落整備			
	基金積立			

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	地域文化振興			
		〔重要伝統的建造物群保存事業（保存整備事業）〕 ①事業の必要性 増田地区には、国の重要伝統的建造物群に選定された保存地区があり、歴史的な町並みを未来に伝えるため、伝統的建造物を往時の状態に復原するなど町並みを整備する必要がある。 ②具体の事業内容 伝統的建造物の修理事業費及び伝統的建造物以外の建造物の修景事業費の一部を補助する。 ③事業効果 美しい町並み・景観が保たれると同時に、集落の維持及び活性化が図られ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、美しい町並み・景観が保たれると同時に、集落の維持及び活性化が図られ、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔増田まんが美術館情報発信強化事業〕 ①事業の必要性 まんが美術館を拠点とし、国選定重要伝統的建造物群保存地区「増田の町並み」との相乗効果を図り、賑わいを創出しながら、横手市全体へ経済効果を広げていくため、地域との連携をさらに強化し戦略的な誘客策を講じる必要がある。 ②具体の事業内容 まんが美術館を拠点とし、「増田の町並み」をはじめ市内に点在する文化・観光施設や歴史文化遺産等へ回遊させるための戦略的な誘客策を推進し、多言語化を含む情報発信の強化や美術館特有の事業を展開する。 ③事業効果 まんが美術館と「増田の町並み」が一体的な観光拠点として賑わい、経済効果が横手市全体へ波及し、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、まんが美術館と「増田の町並み」が一体的な観光拠点として賑わい、経済効果が横手市全体へ波及することから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
		〔マンガ活用推進事業〕 ①事業の必要性 日本一多くの漫画家のマンガ原画を収蔵するまんが美術館が横手市にあるという特別な環境を生かすため、マンガの魅力を活用したこどもの教育を進める必要がある。 ②具体の事業内容 横手市にまんが美術館があるからこそできる「特別な学び」を提供する。またマンガを活用した副教材等の作成・利用を通して、教育旅行等を推進していく。 ③事業効果 マンガを活用した子どもの育成や社会教育を推進し、市民をはじめとした多くの人が豊かな学びを楽しみ、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、マンガを活用した子どもの育成や社会教育を推進し、市民をはじめとした多くの人が豊かな学びを楽しむことができることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立			

事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用			
		〔再生可能エネルギー設備等導入促進事業〕 ①事業の必要性 地球温暖化対策を推進するため、低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー設備の普及促進を図ることが必要である。 ②具体の事業内容 公共施設に再生可能エネルギー設備を新規に導入し、または既に導入した設備を更新するなどして公共施設への一層の導入を目指す。 ③事業効果 公共施設に率先して再生可能エネルギー設備を導入することで、市民や事業所に対して地球温暖化対策推進の啓発を促し、設備の普及拡大につながることから、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業である。	横手市	本事業は、公共施設に率先して再生可能エネルギー設備を導入することで、市民や事業所に対して地球温暖化対策推進の啓発を促し、設備の普及拡大につながることから、効果は一過性でなく、将来に及ぶ事業である。
	基金積立			